

## 引揚医師及び歯科医師の資格認定問題

鈴木哲造

はじめに

- 一、引揚医師及び歯科医師の資格認定問題の背景 帝国圏内の医師及び歯科医師資格の多様性
  - 二、引揚医師及び歯科医師に対する救済措置 勅令第四二号の制定及び改正
  - 三、引揚医師及び歯科医師に対する救済範囲の拡大 医師法及び歯科医師法並びに特例法の制定
- おわりに

## はつめり

日本帝国圏内の各地域においては、属地的な法令に基づき、内地と異なる基準で医師又は歯科医師の免許が付与されていた。本稿の目的は、帝国の崩壊により引揚げざるを得ない境遇におかれた、これらの医師及び歯科医師の専門職としての身分を、戦後日本の法制度に如何にして回収し、法的整合性をはかつていったのかを明らかにすることにある。

本稿に関連する先行研究は、引揚研究と戦後日本の医療史・医学教育史研究に大きく分類できる。引揚研究は、豊富な研究の蓄積を有し、これまで引揚者の引揚体験や引揚後の生活実態、あるいは引揚者が当該地域から引揚げて定着していくまでの過程にGHQ、日本政府、援護団体等が如何に関与し、引揚政策と援護政策が動いていったのかを論じてきた<sup>1)</sup>。こうした引揚研究の成果があるなかで、本稿は、引揚者という要因が戦後日本の法制度の形成に与えた影響という観点から引揚研究の裾野の拡大を試みるものである。これを論じる題材として、本稿では医師及び歯科医師の身分法を取り上げる。引揚者の与えた法制度への影響については、医師及び歯科医師以外の医療関係者(看護婦やX線技師等)の法制度にも確認できることから、本稿は戦後日本の法制度形成過程における引揚者要因という問題群の発見と広がりについて寄与することとなる。

他方、戦後日本における医療史・医学教育史研究は、GHQ占領下における医療改革や医学教育改革の道程と意義を論じてきた<sup>2)</sup>。だが、引揚医師及び歯科医師という存在が戦後の医療改革や医学教育改革の趨勢に如何なる影響を与えたのか、あるいはこうした改革が進むなかで、引揚医師及び歯科医師の身分を戦後日本の法制度において如何に位置づけたのかについて議論されていない。

このほか、帝国法制研究の立場から、帝国法制の特徴を「属人主義」の原則を法制度上に持ち込んで邦人社会を現地の法域の中で優越した社会的地位に置くことを基軸に編成されていたことにあると指摘し、戦後の帝国法制の再編とインパクトを「折りたたまれた帝国」として捉えた研究がある<sup>3)</sup>。ただ、本稿でとりあげる日本帝国の外地及び勢力圏の医療法制をみみると、医師や歯科医師という専門職の資格は、属人主義というよりも、属地主義的な法制度により規定されていたのであり、ここに引揚医師及び歯科医師の資格認定問題の根源があった。

本稿は、引揚医師及び歯科医師の資格認定問題を題材として帝国崩壊後の法制度の再編過程における引揚者要因について論じていくが、その際、引揚医師及び歯科医師の日本社会に与えた影響を意識する。この社会的影響中の歪みとして指摘できるのは「二七医者」問題と医療の「質」の問題である。本稿では引揚医師及び歯科医師への免許付与に係る特例措置を検討するが、この特例措置にて救済されず免許を取得できなかった者が、引揚医師団体の紹介を通じて、無免許で医業を営んでいる問題が一九七〇年代に表面化する<sup>4)</sup>。本稿で論じる内容はこの問題の淵源に関わるものである。また、引揚医師及び歯科医師への特例措置による救済が「粗製医師」の濫造に繋がる危険性があるとの指摘が戦後早くからあったように、この引揚医師及び歯科医師の資格認定問題は、正規の医師免許又は歯科医師免許の取得資格の要件を満たさない者を「特例的」に医師又は歯科医師として認定していくことになるため、医療の「質」に直結する問題でもある。

かかる問題意識のもとで、以下、本論では、引揚医師及び歯科医師の資格認定問題の背景となる日本帝国の外地及び勢力圏における医師及び歯科医師資格の多様性から紐解き、引揚医師及び歯科医師に対する救済措置の内容とそれを支えた法制度の変遷について論じていくことにする。

## 一、引揚医師及び歯科医師の資格認定問題の背景 帝国圏内の医師及び歯科医師資格の多様性

日本帝国の外地及び勢力圏においては、内地とは異なる資格要件をもって、当該地域に有効範囲を局限した医師免許及び歯科医師免許を付与する法制度が存在していた。戦後の引揚者は、昭和五一（一九七六）年一月時点において、計六、二九〇、七〇二人におよび、その地域別内訳は、台湾が四七九、五四四人、朝鮮が九一九、八八七人、満洲が一、〇四五、五二五人、中国が一、五三五、四一四人、太平洋群島が一三〇、九六八人、千島・樺太が二九三、四九一人、ソ連が四七二、九四二人、その他が一、一八六、九七七人であった<sup>6</sup>。この引揚者のなかには内地の法制度上の基準を満たさない、当該外地及び勢力圏限りの免許を与えられた医師及び歯科医師が存在した。これによって、戦後日本は、かかる引揚医師及び歯科医師の専門職としての身分を如何に取り扱うのかという問題に直面することになった。

この問題を引き起こした要因は、日本帝国圏内の医師及び歯科医師資格の多様性にあった。そこで、以下、内地と外地及び勢力圏における医師及び歯科医師免許取得資格を定めた法制度について確認していくことにしたい。

終戦時の内地における医師及び歯科医師免許の取得資格は、昭和一七（一九四二）年二月法律第七〇号「国民医療法<sup>7</sup>」と同一年一〇月勅令第六九五号「国民医療法施行令<sup>8</sup>」において規定されていた。国民医療法第四条は「医師又八歯科医師タラントスル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要ス」として、医師と歯科医師の免許取得資格を勅令に委ね、主務大臣たる厚生大臣に免許付与権を与えた。ここに規定される「勅令」が国民医療法施行令（以下、施行令とする。）であった。

施行令の第一条第一項は医師免許取得資格を規定し、第二条第一項は歯科医師免許取得資格を規定したが、主な

資格要件はそれぞれ二つである。すなわち、医師免許については、「大学令ニ依ル大学ニ於テ医学ヲ修メ学士ト称スルコトヲ得ル者又ハ官立、公立若ハ文部大臣ノ指定シタル私立ノ医学専門学校医学科ヲ卒業シタル者ニシテ一年以上診療ノ修練ヲ経タルモノ」及び「医師試験ニ合格シタル者ニシテ一年以上診療ノ修練ヲ経タルモノ」であり、歯科医師については、「官立、公立又ハ文部大臣ノ指定シタル私立ノ歯科医学専門学校ヲ卒業シタル者ニシテ一年以上診療ノ修練ヲ経タルモノ」及び「歯科医師試験ニ合格シタル者ニシテ一年以上診療ノ修練ヲ経タルモノ」である。医師及び歯科医師とも、正規の医学校を卒業するか、あるいは試験に合格するか、という二つの経路のどちらかを通して、一年以上の診療の修練を経て、免許を受け取ることができた。ただし、医師及び歯科医師の免許取得資格中、「一年以上診療ノ修練」という要件は、施行令において新たに加えられたものであったことから、経過措置が設けられ、施行令施行時（昭和十七年一月一日）に大学又は専門学校に在学中の者及び施行令施行後三年以内に医師試験又は歯科医師試験に及第した者については免除された（施行令附則第四条第二号及び第五条）。

医師試験と歯科医師試験の受験資格は、施行令第一条第三項と第二条第三項においてそれぞれ定められた。医師試験の場合は、文部大臣の指定を受けていない私立医学専門学校卒業者であり、歯科医師試験の場合は、文部大臣の指定を受けていない私立歯科医学専門学校卒業者であった。文部大臣の指定を受けるための手続きと基準を示したものが「私立医学専門学校指定規則」（明治三十八年七月文部省令第二号）と「公立私立歯科医学学校指定規則」（明治三十九年一〇月文部省令第一七号）である。この両規則は、校地・校舎・病院の設備、必修科目、教員の資格及び実習用患者数等に関わる基準を定めており、これらの基準を満たした私立医専又は私立歯科医専は、文部大臣の指定学校となり、その卒業者には無試験免許付与の特典が付与された。他方、指定を受けていない私立医専又は私立歯科医専の卒業者には試験の受験資格が与えられたのである。

施行令が施行される以前において、医師と歯科医師の免許取得資格を定めていたのは「医師法」(明治三十九年五月法律第四七号)と「歯科医師法」(明治三十九年五月法律第四八号)であった。両法は、免許取得資格として、正規の医学校を卒業するか、あるいは試験(医師試験・歯科医師試験)に及第するか、という二つの経路を設けており、試験の受験資格を、中学校等の卒業者で、かつ、文部大臣の指定を受けていない私立の中学校卒業者としていた。それゆえ、二年以上診療ノ修練を除けば、施行令の内容と大差はない。しかし、医師試験と歯科医師試験は、両法の施行後直ちに実施されたわけではなく、これ以前から実施されていた医術開業試験及び歯科医術開業試験からの移行期間が設けられていた。最終的に、医師試験が実施されたのは、大正五(一九一六)年一〇月以降、歯科医師試験が実施されたのは大正一一(一九二二)年一月以降のことであった。<sup>10)</sup>

次に、日本帝国の外(台湾、朝鮮、樺太、南洋群島、関東州)及び勢力圏(中華民國の治外法権地域、満洲国)における医師及び歯科医師免許取得資格について確認していくことにする。

外地において医師又は歯科医師として活動するには、各地の法令に基づき、厚生大臣(昭和二三年の厚生省設置以前は内務大臣)又は当該外地統治機関長の交付する医師免許又は歯科医師免許を所持している必要があった。厚生大臣若しくは内務大臣の交付する医師免許又は歯科医師免許(以下、内地免許とする。)を所持している者は、外地の何処でも医業又は歯科医業に従事することができたが、外地統治機関長の交付する医師免許又は歯科医師免許(以下、外地免許とする。)は内地では通用しない。外地免許を取得するには、内地免許を取得できる資格を有すること、又は当該外地統治機関が定めた資格を有することのどちらかの要件を満たさなければならない。外地統治機関は、医師及び歯科医師の免許取得資格を独自に設定できる権限を行使し、内地の医師及び歯科医師免許取得資格とは異なる基準をもって医師及び歯科医師を作り出し、医療機関の普及策を推進した。

全ての外地において存在したのは、限地開業医制度である。限地開業医制度とは、正規の医師又は歯科医師免許取得資格を有しない者に対して、履歴審査や試験を経て、開業の場所と期間を限定して医師又は歯科医師として医療行為を行うことを認める制度である。限地開業医制度は、内地から外地に移植された制度であった。内地における限地開業医制度は、明治一六（一八八三）年一月太政官布告第三五号「医師免許規則」を根拠法令として、医師となるには原則として正規の免許取得資格を満たす必要があるも「医師ニ乏シキ地」に限り、履歴審査の上、「仮開業免状」を特例的に付与するものであった。限地開業医の対象は「医師」のみであり、「歯科医師」は対象外であった。限地開業医制度は、明治三九（一九〇六）年五月に公布された「医師法」（法律第四七号）により、医師の「質」の向上を重視する観点から廃止され、これ以降、新たな限地開業医は認められていない。

外地における限地開業医制度について、例えば、台湾では明治一九（一八九六）年五月に公布された「台湾医業規則」（台湾総督府令第六号）以来一貫して容認されており、医療機関の不在地域に限定して免許を付与した<sup>12</sup>。限地開業医の対象は、基本的には「医師」のみであったが、大正七（一九一八）年八月から大正一一（一九二二）年三月の間は「歯科医師」も含まれていた<sup>13</sup>。昭和一七（一九四二）年一月勅令第六九六号「行政諸法台湾施行令中改正」をもって、国民医療法が台湾に施行された際には、同令附則第六項において「台湾総督八其ノ定ムル所ニ依リ当分ノ内地ノ状況ニ依リ国民医療法第四条ノ規定ニ依リ免許ヲ受クル資格ヲ有セザル者ニ対シ開業ノ地域及期間ヲ指定シテ医師免許ヲ為スコトヲ得」との特例規定を設け、限地開業医制度を認めている。この限地開業医としての医師免許は、同年一月府令第二〇三号「国民医療法施行規則」第一条第二項に基づき、「台湾医師試験規則」（昭和一六年八月台湾総督府令第一五六号）による「乙種医師試験ニ合格シタル者」に付与した。乙種試験の受験資格は「三年以上医業ニ従事シタル者」であり、学歴は問われていない<sup>14</sup>。

台湾以外の外地については、朝鮮では「医師規則」(大正二年一月朝鮮総督府令第一〇〇号)及び「朝鮮医療令」(昭和一九年八月制令第三二号)・「朝鮮医療令施行規則」(昭和一九年九月朝鮮総督府令第三二二号)<sup>15)</sup>、樺太では「医師及歯科医師仮免許規則」(明治四〇年四月樺太庁令第四三三号)<sup>16)</sup>、南洋群島では「南洋群島医師規則」(昭和十五年一月南洋庁令第四〇号)及び「南洋群島歯科医師規則」(昭和十五年一月南洋庁令第四一四号)<sup>17)</sup>、関東州では「医師取締規則」(明治四四年一月関東都督府令第二号)及び「歯科医師ノ取締ニ関シ医師取締規則準用」(大正五年二月関東都督府令第三五五号)・「医師規則」(昭和八年一月関東庁令第一号)及び「歯科医師規則」(昭和八年一月関東庁令第二号)<sup>18)</sup>を根拠法令として限地開業医制度が布かれていた。これらの法令によれば、朝鮮における限地開業医は「医師」のみが対象であったが、樺太・南洋群島・関東州においては「医師」だけでなく「歯科医師」としても、限地開業医になる途が開かれていた。

限地開業医制度のほか、台湾及び朝鮮においては独自の試験制度を布いていた。台湾では医師試験が、朝鮮では医師試験及び歯科医師試験が実施され、及第者に対して免許の有効範囲を当該地域全域とする医師免許又は歯科医師免許を付与した。台湾における医師試験は、上述の「台湾医師試験規則」に依拠して始まった。該規則によれば、医師試験は、甲種と乙種に分けられた。甲種試験の合格者は、大学や医学専門学校卒業生ら有資格者と同様の扱いを受け、台湾総督府の全管内で有効な医師免許を取得できた。だが、甲種試験は、昭和一七(一九四二)年七月に第一回試験が挙行された後、一度も開催されておらず、かつ、受験者がすべて落第していたことから、實際上、甲種試験に合格した医師は存在していない。他方、乙種試験は、限地開業医としての医師免許を取得するための試験であったが、昭和一六(一九四一)年より昭和二〇(一九四五)年まで毎年挙行され、及第者を出している。<sup>19)</sup>

台湾の状況とは対照的に、朝鮮においては早い段階から医師試験と歯科医師試験が実施されていた。朝鮮総督府は、大正三(一九一四)年七月公布の「医師試験規則」(朝鮮総督府令第一一四号)により、毎年一回試験を実施し、及

第者に対して朝鮮総督府管内で有効な医師免許を付与した。受験資格は、「修業年限四年以上ノ医学校ヲ卒業シ」たる者又は「五年以上医術ヲ修メタル者」であつた。<sup>20)</sup> 歯科医師試験については、大正一〇(一九二二)年二月に公布された「朝鮮総督府歯科医師試験規則」(朝鮮総督府令第二七号)に依拠して開始され、毎年試験が挙行された。医師試験と同様に、歯科医師試験及第者は、朝鮮総督府管内で有効な歯科医師免許を取得できた。受験資格は「修業年限三年以上ノ齒科学校ヲ卒業シタル者」又は「五年以上齒科医術ヲ修メタル者」である。<sup>21)</sup> 医師試験と歯科医師試験の受験資格のうち後者の資格はともに病院や開業医につき医術又は歯科医術を修学したという経歴が五年以上あればよく学歴は求められていない。

この医師と歯科医師の受験資格は、昭和九(一九三四)年一月の医師試験規則の改正(朝鮮総督府令第一〇九号)と歯科医師試験規則の改正(朝鮮総督府令第二一〇号)において変更が加えられた。両者の受験資格ともまず「中学校若ハ高等普通学校ノ卒業者、修業年限四年以上ノ高等女学校若ハ女子高等普通学校ノ卒業者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者」である必要がある、これに加えて医師試験の場合には「修業年限四年以上ノ医学校ヲ卒業シ若ハ外国医学校ニ於テ四年以上ノ医学課程ヲ修了シタル者」、歯科医師試験の場合には「修業年限三箇年以上ノ齒科医学校ヲ卒業シタルモノ」という要件を満たさなければならなくなり、受験資格が大幅に引き上げられた。だが、これらの改正規則は、附則の規定により、昭和一六(一九四二)年一月一日より施行されただけでなく、医師の場合は昭和一五(一九四〇)年九月二〇日まで、歯科医師の場合は昭和一五年八月三一日までに試験願書を提出し受理された者については、改正規則施行後、第一部試験は二年、第二部試験又は第三部試験は五年を限り従前の試験を受けることができた。医師試験は三部構成、歯科医師試験は二部構成となっており、すべての試験に及第すると免許が付与された。<sup>22)</sup>

さらに、朝鮮総督府は、昭和一八(一九四三)年四月に「医師試験、歯科医師試験及薬剤師試験ノ受験資格ノ特例ニ関スル件」(朝鮮総督府令第一一一号)を公布し、当分の内、医師の場合は「五年以上医術ヲ修メタル者」、歯科医師の場合は「五年以上齒科医術ヲ修メタル者」であつて「中学校四年ノ課程ヲ修了シ」たる者又は「予備試験ニ合格シタル者」(国語、国史及作文の試験)等の要件を満たせばそれぞれの試験の受験資格を付与することとし、受験資格の要件を再び緩和した。<sup>23)</sup>ここからみれば、朝鮮における医師試験及び歯科医師試験の受験資格は、大部分の時期において医学学校卒業という學歷を必須としなかつたといえよう。

このように、外地においては、限地開業医制度と試験制度により、内地とは異なる基準をもつて医師及び歯科医師が作り出されていた。外地のほか、勢力圏のうち、中華民國の治外法権地域においても、独自の医業及び歯科医業の許可制がとられていた。当該地域の管轄領事館は、原則として内地免許や朝鮮総督及び台湾総督の交付する外地免許の所持者に対して營業を許可するかたちで医業又は歯科医業を認めたと、限地開業許可という特例的取扱を行う地域もあつた。例えば、上海総領事館の管轄地域内においては「医師規則」(昭和二年六月館令第二号)に基づき、こうした免許を所持していない者に対して、履歴を審査し、一定の条件を付して医業又は歯科医業を認める、いわゆる限地開業を許可していた。<sup>24)</sup>

満洲国において医師又は歯科医師となるには、「醫師法」(一九三六年一月勅令第一六七号)又は「齒科醫師法」(一九三七年四月勅令第五七号)により、所管部大臣(民政部大臣又は蒙政部大臣)の交付する医師認許証又は歯科医師認許証を取得する必要があつた。認許証取得資格の要件は、医師の場合は「官公立医学学校又ハ主管部大臣ノ指定シタル私立医学学校ヲ卒業シタル者」、<sup>25)</sup>「医師考試ニ合格シタル者」又は「外国医学学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ医師ノ認許ヲ受ケ命令ノ規定ニ該当スル者」であり、歯科医師の場合は「官公立齒科医学学校又ハ文教部大臣若ハ蒙政大臣ノ指定シ

タル私立歯科医学校ヲ卒業シタル者」、「歯科医師考試ニ合格シタル者」又は「外国歯科医学校ヲ卒業シ又ハ外国ニ於テ歯科医師ノ認許ヲ受ケ命令ノ規定ニ該当スル者」であつた。すなわち、満洲国の認許証を取得するには、満洲国若しくは外国の医学校を卒業したという学歴か、外国で医師若しくは歯科医師の免許を取得したという経歴か、又は医師考試若しくは歯科医師考試の及第證書が必要であつた。ただし、医師に限定して、所管部大臣は、「当分ノ間地域又ハ期間ヲ限り医師ノ認許ヲ与フル」ことができたことから、満洲国においても限地開業制度が布かれていた。国籍による排除規定は存在しないことから、日本帝国臣民もまた限地開業医となることが可能であつた。医師考試と歯科医師考試の主なる受験資格は、医師考試が「三年以上洋医学ヲ修メ又ハ実地ニ於テ三年以上洋医術ヲ習得シタル者」であり、歯科医師考試が「二年以上歯科医学ヲ修メ又ハ実地ニ於テ二年以上歯科医術ヲ習得シタル者」であつたことから、学歴は要件となつていない。医師考試は、三部構成で、第一部と第二部が学説試験で、第三部が実地試験であり、歯科医師考試は、二部構成で、第一部が学説試験、第二部が実地試験であつた。これらの考試の用語は「満洲国語又ハ日本語」であり、受験者があらかじめどちらかの言語を選択した。この試験の受験資格に国籍条項はなく、日本帝国臣民も受験できた。<sup>35)</sup>

これまで、日本帝国圏内の医師及び歯科医師の免許取得資格について確認してきた。内地免許は、外地又は中華民国における治外法権地域において有効であつたことから、日本帝国圏内において優位性を有した。外地統治機關は、限地開業医制度や試験制度を用いて、当該地域限り有効な医師免許及び歯科医師免許を発給し、医師及び歯科医師を作り出すことで、医療機関の普及策を推し進めた。だが、外地免許は、内地において何等の効力も持たないのみならず、限地開業医制度や試験制度により外地免許を取得した者、及び中華民国の治外法権地域において限地開業医として医業又は歯科医業に従事することを許可された者は内地の法制度上、医師又は歯科医師の免許取得資

格を有さない。満洲国の医師免許証及び歯科医師免許証も内地の法制度との互換性はない。日本帝国圏内の医師及び歯科医師は、単一の法制度のもので、はたまた一つの基準のもので、作り出されたわけではなく多様であった。こうした多様性が存在している状況下において、日本帝国は崩壊し、外地及び勢力圏等からの引揚げが始まるのである。

## 二、引揚医師及び歯科医師に対する救済措置 勅令第四二二号の制定及び改正

戦後、日本はGHQの占領下に置かれた。GHQは、日本の非軍事化・民主化を占領改革の目的に掲げ、各種改革を実施していったが、医療・公衆衛生領域も例外ではなかった。この領域を主管した公衆衛生福祉局（PHW）は、日本の現状を調査・分析した上で、医師及び歯科医師の資質向上が喫緊の課題であり、医学教育制度の抜本的改革こそ、日本における公衆衛生改善の捷徑であると悟るに至る。<sup>26</sup> 医学教育制度改革の柱は、医学（歯科医学）専門学校を廃止し、医学・歯科医学教育を大学の教育課程（六年）において実施することであった。これにより、昭和二三（一九四八）年二月に各官立医学専門学校が新制医科大学に転換したのをはじめとして、昭和二七（一九五二）年までには専門学校から新制大学への移行が完了した。<sup>27</sup>

こうした制度改革の流れのなかで、日本政府は、PHWの指導のもとで、差し当たつての改善策として、医師及び歯科医師免許取得資格を改めて、実地修練制度（インターン制度）と国家試験制度を実施することにより資質の向上をねらった。昭和二一（一九四六）年八月、勅令第四〇二号をもって「国民医療法施行令の一部を改正する勅令」（以下、改正施行令とする）が公布され、九月一日より施行された。<sup>28</sup> 改正施行令により、医師又は歯科医師免許は、

「医師国家試験」又は「歯科医師国家試験」に合格した者に付与することになった。国家試験の受験資格については、医師国家試験が(イ)大学、官公立医学専門学校又は文部大臣の指定する私立医学専門学校を卒業した後、一年以上の診療及公衆衛生に関する実地修練を経た者、(ロ)医師国家試験予備試験に合格した後、一年以上の診療及公衆衛生に関する実地修練を経た者、(ハ)外国の医学学校を卒業し、又は外国の医師免許を取得した者で、厚生大臣において(イ)及び(ロ)と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当であると認められた者であり、歯科医師国家試験が(ニ)大学、官公立歯科医学専門学校又は文部大臣の指定する私立歯科医学専門学校を卒業した者、(ホ)歯科医師国家試験予備試験に合格した後、一年以上の診療及口腔衛生に関する実地修練を経た者、(ヘ)外国の歯科医学学校を卒業し、又は外国の歯科医師免許を取得した者で、厚生大臣において(ニ)及び(ホ)と同等以上の学力及び技能を有し、かつ、適当であると認められた者である。医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格は、文部大臣の指定を受けていない私立医学専門学校卒業者又は私立歯科医学専門学校卒業者、及び外国の医学学校若しくは歯科医学学校を卒業し、又は外国の医師免許若しくは歯科医師免許を取得した者で、(ハ)又は(ヘ)に該当せず、厚生大臣が適当と認められた者であった。

このように、医師及び歯科医師免許取得の流れは、改正施行令により、従前の「医学校卒業又は医師試験若しくは歯科医師試験合格 実地修練 医師免許又は歯科医師免許取得」から、段階が増えて「医学校卒業又は国家試験予備試験合格 実地修練(歯科医学学校卒業者は不要) 医師国家試験又は歯科医師国家試験合格 医師免許又は歯科医師免許取得」となった。改正施行令は、昭和二十二年九月一日より施行されたが、経過措置として、改正施行令施行前に既に大学、官公立若しくは文部大臣の指定した私立医学(歯科医学)専門学校を卒業した等の資格により、従前の規定により医師又は歯科医師の免許を受けることができる者に当分の間免許を付与できると定めた(附則第二

項<sup>29)</sup>。引揚医師及び歯科医師のうち、従前の規定により内地免許の取得資格を有する者は、改正施行令附則第二項により免許を取得することができたのである。

医学教育改革の進展を背景として、新たな医師及び歯科医師の身分法策定の検討が進められており、これは昭和二三(一九四八)年七月の「医師法」(法律第二〇一号)と「歯科医師法」(法律第二〇二号)<sup>30)</sup>の公布に帰結した。両法は、昭和二三年一月二七日より施行され、これをもって国民医療法と施行令は廃止された<sup>31)</sup>。両法よれば、医師となるには医師国家試験に合格し、歯科医師となるには歯科医師国家試験に合格して、ともに厚生大臣の免許を受けなければならぬ。国家試験の受験資格は三種である。すなわち、(イ) 文部大臣の認定した大学において正規の医学又は歯学の課程を修めて卒業した者(医師の場合は一年以上の診療及び公衆衛生に関する実地修練が必要)、(ロ) 国家試験予備試験に合格した者で、合格した後一年以上の診療及び公衆衛生又は口腔衛生に関する実地修練を経た者、(ハ) 外国の医学学校若しくは歯科医学学校を卒業し、又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を得た者で、厚生大臣が(イ)及び(ロ)と同等以上の学力及び技術を有し、かつ、適当と認定した者である。予備試験の受験資格は(ハ)に該当しない者で、厚生大臣が適当と認められた者であった。なお、上述の改正施行令附則第二項の経過措置は両法に盛り込まれており、継続して効力を有した。

このように、医師法と歯科医師法が国家試験及第資格をもって免許取得資格としたことは改正施行令と同様であった。だが、国家試験の受験資格については、国家試験予備試験の受験資格を外国医学学校卒業者や外国の免許所持者に限定したことから、国内の経路としては、実質的に大学の卒業資格が必須となった。従前において、医学教育は大学と医学専門学校との二層構造を持ち、歯科医学教育は歯科医学専門学校に任されていた。医師法及び歯科医師法は、免許取得資格という側面から、医学教育及び歯科医学教育の大学一元化を担保したのである。

かかる医師免許及び歯科医師免許の取得資格の変遷は、医師及び歯科医師社会の構成にも影響を与えていく。次の第一表は、昭和一七（一九四二）年時点の内地における医師及び歯科医師数を免許取得別に示したものである。医師と歯科医師とも無試験にて免許を付与された学校卒業者が最も多く、これに試験及第者（医師試験、歯科医師試験、医術開業試験及び歯科医術開業試験の及第者）が続く。この両者で医師又は歯科医師全体の九九パーセントを占めている。第二表は、昭和三五（一九六〇）年時点の医師及び歯科医師数を免許取得別に示したものである。国家試験及第者は、医師が四五、一五四人で四三パーセント、歯科医師が九、九四八人で三〇パーセントであり、医師社会又は歯科医師社会において一定の勢力を獲得している。この医師又は歯科医師の全体に占める国家試験及第者の比率は、昭和四五（一九七〇）年では医師が六〇パーセント、歯科医師が四九パーセント、昭和五五（一九八〇）年には両者とも七二パーセントとなっており、医師社会及び歯科医師社会は国家試験及第者を中心とするものに次第に移行していった。

第二表によれば、医師及び歯科医師の新たな免許取得の区分として、引揚医師及び歯科医師に係る項目が登場していることを確認できる。項目と人数を示せば、「引揚医で銓衡による者」が三九五入、「引揚医で試験及第者」が三七〇入、「引揚歯科医で銓衡による者」が四三三八入、「引揚歯科医で試験及第者」が二一三人である。これらの項目に分類された医師及び歯科医師は、外地及び勢力圏において医師又は歯科医師として医療活動に従事し、戦後、引揚げてきた者であつて、施行令、改正施行令及び医師法・歯科医師法の正規の免許取得資格を有せず、別個の法令に基づき、特例的に免許が付与された者であつた。

日本政府は、PHWの指導の下で、医師及び歯科医師の資質向上を目的として、医学教育制度の改革を推し進めるとともに、改正施行令、医師法及び歯科医師法の公布により医師及び歯科医師の免許取得資格の向上をはかつて

第一表 内地における医師及び歯科医師数 (一九四二年)

		医 師	歯 科 医 師
学校卒業者 (大学・医専)	四四、八九七人 (八八・六%)	学校卒業者 (歯科医専)	一一、五八六人 (六五・九%)
試験及第者	五、五一五人 (一〇・九%)	試験及第者	五、九五七人 (三三・八%)
外国医学校卒業者等	九四人 (〇・二%)	外国医学校卒業者等	四二人 (〇・二%)
その他	一七〇人 (〇・三%)	その他	一四人 (〇・一%)
計	五〇、六七六人 (一〇〇%)	計	一七、五九九人 (一〇〇%)

(出典) 厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史 (資料篇)』財団法人厚生問題研究会、一九八八年、七七八頁～七八一頁。

第二表 戦後日本における医師及び歯科医師数 (一九六〇年)

		医 師	歯 科 医 師
国家医師試験及第者	四五、一五四人 (四三・七%)	歯科国家医師試験及第者	九、九四八人 (三〇・〇%)
引揚医で銓衡による者	三九五 (〇・四%)	引揚歯科医で銓衡による者	四三八人 (一・三%)
引揚医で試験及第者	三七〇人 (〇・四%)	引揚歯科医で試験及第者	二二三人 (〇・七%)
外国医学校卒業者等	二六六人 (〇・二%)	外国歯科医学校卒業者等	七四人 (〇・二%)
学校卒業者 (大学・医専)	五四、三〇三人 (五二・七%)	学校卒業者 (歯科医専)	一六、六四三人 (五〇・二%)
その他 (旧試験及第者等)	二、六四三人 (二・六%)	その他 (旧試験及第者等)	五、八三七人 (一七・六%)
計	一〇三、一三一人 (一〇〇%)	計	三三、一五三人 (一〇〇%)

(出典) 厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史 (資料篇)』財団法人厚生問題研究会、一九八八年、七七八頁～七八一頁。

いった。こうしたなかで、外地及び勢力圏で免許を取得した医師及び歯科医師の引揚げが進む。引揚医師及び歯科医師のうち、戦前期における内地免許の取得資格を有する者については経過措置により新法の下でも免許を取得することができたが、問題は、その資格を有さない引揚医師及び歯科医師の処遇であった。

これらの引揚医師及び歯科医師は、法制上、医業に従事することができないことから、これまでの生業を失ったに等しい。そのため、厚生省に対して陳情活動を展開し、窮状の打開を訴えた。厚生省は、引揚医師及び歯科医師らの境遇に一定の理解を示し、救済措置の検討を始め、昭和二二（一九四六）年一月「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件」勅令案を立案した。<sup>(33)</sup> 本勅令案は、閣議決定並びに裁可を経て、同年同月勅令第四二号をもって公布された。<sup>(34)</sup> 勅令第四二号は、三度の改正を経て、昭和二三（一九四八）年一〇月二七日の医師法の施行をもって廃止された。<sup>(36)</sup>

勅令第四二号は、台湾総督又は朝鮮総督が発給した医師免許又は歯科医師免許の所持者に対して、「銓衡」による免許付与と医師試験又は歯科医師試験の「受験資格」付与の特例を開くものであった。該令の第一条は銓衡、第二条は受験資格に関わる規定である。第一条により、厚生大臣は、当分の間、国民医療法施行令第一条第一項（医師免許取得資格を規定）又は第二条第一項（歯科医師免許取得資格を規定）の定めにより、昭和二〇年八月一五日以前二朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者」に対して、医師試験委員又は歯科医師試験委員の「銓衡」（履歴審査）を経て、医師免許又は歯科医師免許を付与することができた。第二条は、銓衡の対象者に対して、当分の間、国民医療法施行令第三条第三項（医師試験受験資格を規定）又は第二条第三項（歯科医師試験受験資格を規定）の定めにかかわらず、医師試験又は歯科医師試験の受験資格を認めるものであった。<sup>(37)</sup> 第二条の受験資格の付与は、第一条の銓衡にもれた者に与えるものであり、第一条と補充関係にあるものである。

医師試験委員及び歯科医師試験委員は、「医師試験委員官制」(大正五年九月勅令第二一五号)及び「歯科医師試験委員官制」(同年同月勅令第二一六号)により設置され、文部大臣の監督に属し、免許取得経路の一つである医師試験及び歯科医師試験の事務を主管する組織であつたが、ここにおいて免許の銓衡に関する事務も担うこととなつた。昭和二一(一九四六)年九月の改正国民医療法施行令の施行により、国家試験制度が導入され、従来の医師試験と歯科医師試験は、医師国家試験予備試験と歯科医師国家試験予備試験となつたことから、同年同月より、免許の銓衡に関する事務もまた医師国家試験予備試験委員及び歯科医師国家試験予備試験委員の主管事項となるとともに、受験資格付与対象の試験も国家試験予備試験となつた。<sup>39)</sup>

昭和二二(一九四七)年一月勅令第一九号をもつて、勅令第四二号が一部改正され、銓衡対象者の拡大と「特例試験」の新設が行われた。銓衡対象者は、「朝鮮総督若八台湾総督ノ医師免許若八歯科医師免許ヲ受ケタル者、満洲国駐劄特命全權大使ノ医師免許ヲ受ケタル者又八満洲国ニ於テ地域若八期間ヲ限ラレザル医師免許若八歯科医師免許ヲ受ケタル日本国民」に拡大した。これにより、関東州にて医師免許を取得した者と、満洲国において限地開業医師免許以外の医師免許又は歯科医師免許を取得した日本国民も銓衡対象者に追加された。さらに、この銓衡対象者に対して受験資格を与えた試験は、もともと国家試験予備試験であつたが、「医師国家試験予備試験委員ノ行フ試験」又は「歯科医師国家試験予備試験委員ノ行フ試験」となつた。この試験はいわゆる「特例試験」と通称されたものである。特例試験は、合格すれば医師免許又は歯科医師免許を取得できたので、従来の国家試験を受験するための予備試験とは異なり、全く新しい試験制度であつた。<sup>40)</sup>

この勅令第四二号の改正理由は、閣議請議資料(昭和二年一月六日付厚生大臣より内閣総理大臣に提出)によれば次のとおりである。すなわち、「終戦に伴ひ内地に引揚げた日本国民の中、満洲国及び関東州の医師免許又は歯科医師

免許を有する者に対しても、朝鮮又は台湾のそれと同様に救済する必要があり、且つ又銓衡に洩れた者も予備試験から受験させることは引揚者の実状からして困難であつて特に考慮する必要があるからである」と<sup>41</sup>。このように、改正案提出の背景には、台湾や朝鮮と同様に、関東州において医師免許を受け、又は満洲国において医師免許若しくは歯科医師免許を受け、終戦に伴つて内地に引揚げた日本国民の救済と、予備試験から国家試験を経て免許を得ることが困難である引揚医師及び歯科医師という実状への対応があつた。

救済の対象者はさらに拡大する。昭和二三(一九四八)年七月政令第一七四号により勅令第四二二号の一部改正が行われた。改正内容をみると、まず勅令第四二二号に「国民医療法施行令特例」との題名を付した。次いで、銓衡対象者を「朝鮮総督、台湾総督、樺太厅长官、南洋厅长官若八満洲国駐劄特命全權大使又八満洲国ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル日本国民」に改めた。最後に、「特例試験」の受験回数<sup>42</sup>の制限を設けて通算二回とした(但し、本改正勅令施行日までに二回受験した者はさらに一回受験可)。この改正勅令により、銓衡対象者に樺太と南洋群島にて医師免許又は歯科医師免許を取得した日本国民、及び関東州において歯科医師免許を取得した日本国民が追加され、満洲国において限地開業医師免許を取得した日本国民の排除規定が撤廃された。これらの銓衡対象者は、ひとしく「特例試験」の受験資格を有したが、受験回数は二回に制限された。閣議請議資料(昭和三年五月二三日付厚生大臣より内閣総理大臣に提出)によれば、改正案提出の理由は「朝鮮、台湾、樺太、南洋、関東州又は満洲国において医業又は歯科医業を行つていた者の救済の趣旨を徹底する」ことにあり、全ての「外地」<sup>43</sup>と満洲国の医師免許又は歯科医師免許の所持者を救済対象としたことによつて、まさに救済の趣旨の「徹底」<sup>44</sup>がはかられたといえよう。勅令第四二二号は、外地及び勢力圏の免許取得者を「銓衡」と、「銓衡」にもれた者への「特例試験」の実施により救済する措置であつたが、この「銓衡」は如何なる基準で行われたのであるうか。勅令第四二二号勅令案の閣議請

議資料中には「銚衡内規案」<sup>(4)</sup>が綴られている。この内規案によれば、銚衡は、書類銚衡を原則とし、學歷、診療経験の期間、診療経験の場所を基準として、次の第三表にある【イ】から【ニ】までの「標準」により行つた。該表から明らかなように、銚衡の標準は、朝鮮總督府の実施した医師試験又は歯科医師試験を基にして作られている。最も低い標準は【イ】であり、最も高い標準は【八】となる。【八】は医学(齒科医学)専門学校の指定者に朝鮮總督が加わっていることを除けば、当時の内地の受験資格と同等である。医師試験又は歯科医師試験の受験資格の高低にしたがつて、診療経験の期間に係る条件が決まつており、この条件は、官公立病院等における診療経験によつて緩和された。【イ】の標準には、朝鮮總督府の医師試験及び歯科医師試験受験資格と「同等以下の資格により受験し免許を取得した者」とあることから、例えば、滿洲国における医師考試(受験資格…三年以上洋医学ヲ修メ又八実地ニ於テ三年以上洋医学ヲ習得シタル者)及び歯科医師考試(受験資格…一年以上齒科医学ヲ修メ又八実地ニ於テ一年以上齒科医学ヲ習得シタル者)の及第者はこの標準に該当することになるだらう。

第三表 銓衡の標準

<p>【イ】 大正三年七月朝鮮總督府令第一一四号「医師試験規則」、大正一〇年二月朝鮮總督府令第二七号「歯科医師試験規則」又はそれと同等以下の資格により受験し免許を取得した者は五年以上の診療の経験を条件とする。</p> <p>(一) 医師試験受験資格：修業年限四年以上の医学校卒業者又は五年以上医術を修めた者</p> <p>(二) 歯科医師試験受験資格：修業年限三年以上の歯科医学校卒業者又は五年以上歯科医術を修めた者</p>	<p>【ロ】 昭和九年一月朝鮮總督府令第一〇九号「改正医師試験規則」又は同年同月朝鮮總督府令第一一〇号「改正歯科医師試験規則」の資格により受験し免許を取得した者は三年以上の診療の経験を条件とする。</p> <p>(一) 医師試験受験資格：中学校等卒業者で、修業年限四年以上の医学校卒業者又は外国の医学校において四年以上の医学課程を修了した者</p> <p>(二) 歯科医師試験受験資格：中学校等卒業者で、修業年限三年以上の歯科医学校卒業者又は外国の歯科医学校において三年以上の歯科医学課程を修了した者</p>	<p>【ハ】 試験を要せずして朝鮮總督府より免許を与えられた者（朝鮮總督の指定する私立医学専門学校又は私立歯科医学専門学校卒業者）及び昭和一九年九月朝鮮總督府令第三三二号「朝鮮医療令施行規則」の資格により受験し免許を取得した者は診療の経験を条件としない。</p> <p>(一) 医師・歯科医師試験受験資格：朝鮮總督又は文部大臣の指定を受けていない私立医学専門学校（私立歯科医学専門学校）卒業者</p> <p>【ニ】 【イ】ないし【ハ】の銓衡標準のほか、官公立病院等において診療に従事した経験を持つ者は【イ】と【ロ】の診療経験の年数を適当に軽減する。</p>
--	--	--

(出典) 「朝鮮總督又八台湾總督ノ医師免許又ハ歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件ヲ定ム」公文類聚第七〇編・昭和二年・第七六巻、国立公文書館所蔵。

「銚衡」と「特例試験」の運用状況について、昭和二六（一九五二）年六月二日に開かれた第一〇回国会衆議院厚生委員会において、当時、厚生省医務局長の久下勝次事務官は次のように述べている。因みに、久下は、勅令第四二号の制定・改正・運用を主導した人物である。<sup>45</sup>

従来選考の基準となっておりますのは、医師または歯科医師免許を外地において受けましてから、実際に医業または歯科医業に従事した経歴を見ることにいたしております。相当経験年数の長い方々につきましては、特別な選考でとりはからいができるというような扱いをしておるのです。もつともこれは少し限定がございまして、朝鮮総督あるいは台湾総督の免許または地域を限られない満洲国の免許というようなものを受けました人々たちについてのみ経歴年数を見まして、それによつて医師または歯科医師国家試験予備試験委員が適当と判断した場合には、試験をやらすに免許を出すというような取扱いにしております。…（経歴年数の基準について——筆者註）原則としては五年といたしております。但し大学の付属病院でありますとか、あるいは公立病院でありますとか、そういうようなところで、非常にりつぱな指導者のもとで修練が積まれておるといふような場合には、試験委員の判断によつて、三年くらいで認定しておるものもあります。…（銚衡にもれた者については——筆者註）簡単な試験を行うことによりまして、免許を与えるようにいたしております。…予備試験委員の行う試験というのが法律の名前になっておりますが、私もは簡単に特例試験と申しております。特例試験は、内容的にも比較的簡単でありますし、それに合格いたしますれば、ただちに免許を与えられるのであります。そういう意味におきまして、予備試験とは異なっております。<sup>46</sup>

久下によれば、實際上、銚衡による免許付与は銚衡内規のとおり運用されており、銚衡過程において免許取得後の診療経験の期間が重視されていたことや官公立病院における診療経験により診療経験の期間に関する条件が緩和されたことが窺い知れる。さらに、銚衡にもれた者を対象とする「特例試験」については「内容的にも比較的簡単」であると述べているように、まさに「救済」を目的とした試験であった。

さて、厚生省は、勅令第四二二号の改正を重ねて、救済対象とする外地及び勢力圏を段階的に増やしていったが、実はPHWの意向という観点から、対象地域の拡大には必ずしも積極的ではなかった。この拡大を後押ししたのは、勅令第四二二号による救済対象から除外されている引揚医師及び歯科医師による国会への陳情・請願運動であり、国会議員を通じた厚生省への圧力であった。ここでは樺太庁の歯科医師をめぐる取扱いを中心として、国会議員と厚生官僚との議論を確認してみたい。

昭和二二(一九四七)年一月二四日、第一回国会参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会に「引揚促進と心急援護に関する件」が付議された。委員会には、久下勝次事務官が出席していた。矢野西雄委員長が会議の冒頭において委員に対して久下への質問を促した後、北条秀一委員より「樺太におきまして歯科医を開業しておりまして、敗戦によりまして本国に帰つて参りましたところが、法律上本国における歯科医の開業ができないという建前になっておるのであります、この点を非常に遺憾と存じまして、これについての政府の善処を要望したい」として、「何故開業を許可せられないのか、又それについて特殊な事情があるかどうか」について政府の所見を明らかにしてもらいたいとの発言があった。久下は、この発言に対して、次のとおり回答している。

外地におきましては、内地における医師、歯科医師よりも程度を下げました医師、歯科医師の制度を設けまし

て、そうしてその地の住民の医療を担当されておりましたのでございます。朝鮮、台湾におきましては、これが段々人も殖えて、医師、歯科医師が殖えて参りまして、最近におきましては逐次にその資質の向上を図っておりますのであります。樺太につきましては、全然内地と同じような医師制度が一方において布かれますと同時に、今申したようないわゆる現地開業医、開業の土地を限りまして、或いは開業の期限を限りまして医師、歯科医師の免許を与えておりましたのであります。…結局私共として制度として取上げましたものは、先ず全国的に申しました場合は、いずれも先程から申したような趣旨でもあります關係上、内地の医師に比較いたしましたは、全般的にその能力が低いということは争われない事実でございましたが、併しながら朝鮮、台湾及び滿洲の開業の地域、或いは期間を限られない、いわゆる私共では現地開業と申しておりますが、現地開業にあらざる医師、歯科医師につきましては、特別な措置を以ちまして、簡便に内地の医師、歯科医師の免許を与え得る道を開きましたのであります。残っておりますのは、御質問になりました樺太の現地開業医、朝鮮、台湾、滿洲、更に南方方面でやつておりました医師、歯科医師であります。これらはいずれも今申上げました一応簡易な方法で免許を与えますようにいたしました者と比較いたしました、更にその程度が低いと考えられます。…(医学教育制度の改革を通じて—筆者註)内地の医師、歯科医師制度そのものが、非常に程度を高くすることとなりました關係で、益々以てこの問題につきましては、極めて困難な事情があるのでございます。尚私共といたしましては、この点につきましては、關係方面と十分連絡をいたし、…たびたび折衝をいたして見ておるのでございますが、只今までの状況といたしましては、これ以上に外地引揚の医師、歯科医師に對しまして、免許の範囲を拡げるといふことは、先ず不可能と申してよろしいような実情に相成つております次第であります。<sup>47)</sup>

この久下の回答によれば、「医師及歯科医師仮免許規則」(明治四〇年四月樺太庁令第四三三号)により、樺太庁長官の仮免許を所持する引揚歯科医師に対し免許付与の特例措置を講じることができない理由は、第一に、内地の歯科医師と比較して「能力が低い」こと、第二に、仮免許を所持する歯科医師は限地開業歯科医師に該当することから、勅令第四二二号による救済対象の歯科医師より「更にその程度が低い」こと、第三に、医師及び歯科医師の資質向上のための改革が進んでいるなかで「程度が低い」歯科医師を認定することは難しいこと、第四に、「関係方面」(PHW)の理解を得られないことにあつた。そのため、久下は、外地及び勢力圏からの引揚医師及び歯科医師に対する救済範囲を拡大することは「先ず不可能」との見解を示したのである。これに対して、委員からは厚生省にはこつした窮状に置かれた人たちを救済する「熱意」が足らないとの反論があつたが、矢野委員長により議事は打ち切られた。<sup>(48)</sup>

同様の議論は、昭和二二(一九四七)年二月五日に開かれた第一回国会衆議院厚生委員会においても繰り広げられた。同委員会には、「旧樺太庁仮免許歯科医師に内地開業許可の請願」が提出され、田中松月委員より「旧樺太庁仮免許歯科医師は、大正年代から渡航開業してきた内務省免許の歯科医師と技術的には何ら違いはありません。ただ資格がないため内地での開業は許可されず、極度の生活苦に悩んでおります。ついでには前記歯科医師に内地開業を許可されるようお願いしたい」という説明があり、これに対して政府委員の意見が求められ、東龍太郎厚生省医務局長は次のとおり答弁した。すなわち、樺太庁の仮免許歯科医師の技術は必ずしも請願にあるような優良なものとは認められず、現状において免許を与える途はなく、加えて新たに途を開くということは「一応私どもといましては力の及ぶところではない」。ただ窮境は十分承知しているので、時機をみて「今一度新しい途を開き得るや否やということの打診並びにその努力をいたすつもり」であるも「それに対して十分なる成算をもち得ない」

と。<sup>(49)</sup> 本件の主務官庁たる厚生省の局長をして自らの「力が及ぶところではない」といわしめたのは「打診」先である P H W の存在と説得の困難さからである。

この種の請願は、この時期数多く提出されているが、樺太に限って列挙してみれば、例えば「旧樺太庁仮免許歯科医師開業に関する請願」(昭和二年一月一日開催「第一回国会参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会」)<sup>(50)</sup>、「樺太引揚歯科医師の内地開業許可に関する請願(三件)」(委員長報告)(昭和三年五月二日開催「第二回国会参議院本会議」)<sup>(51)</sup>、及び「旧樺太庁医師を、無医村において開業を許可し、厚生省医師とする請願」(昭和三年五月二六日開催「第二回国会衆議院厚生委員会」)<sup>(52)</sup>等がある。こうした国会への陳情・請願運動の展開と国会議員からの圧力という客観的な情勢を後ろ盾として、厚生省は P H W との交渉を重ね、昭和二三(一九四八)年七月の勅令第四二号の一部改正を成立させ、樺太庁の仮免許所持の医師及び歯科医師を含む銚衡対象者の拡大を達成したのである。この改正以後、外地及び勢力圏における限地開業医及び限地開業歯科医も銚衡対象者となり、したがって「特別試験」の受験資格も付与された。銚衡の基準に照らせば、外地及び勢力圏における限地開業医及び限地開業歯科医は、「銚衡」ではなく「特別試験」による免許付与という途を進んだと考えられよう。

日本は、G H Q 占領下で P H W の指導を受けながら、昭和二二(一九四六)年の国民医療法施行令の改正及び昭和二三(一九四八)年の医師法と歯科医師法の制定を通じて、医師及び歯科医師となるための資格要件を改めるとともに、医学教育体制を整備し、その「質」的向上をはかっていく一方で、医師及び歯科医師としての資格要件を満たさない引揚医師及び歯科医師を如何に取り扱うかという問題に直面した。この問題を解決するための措置が昭和二一年の勅令第四二号の制定であった。勅令第四二号は、正規の資格を有しない引揚医師及び歯科医師に銚衡と特別試験による免許付与の途を開くものであった。該勅令は、医師法と歯科医師法の施行により廃止されたが、そ

の効力の時限付きでの継続が両法に規定された。次節では、医師法と歯科医師法以後の引揚医師及び歯科医師の救済に係る法制度の変遷について論じていくことにしたい。

### 三、引揚医師及び歯科医師に対する救済範囲の拡大 医師法及び歯科医師法並びに特例法の制定

銚衡対象者を拡大し、国民医療法施行令特例との題名を付した改正勅令第四二号（以下、施行令特例とする）は、昭和二三（一九四八）年七月二〇日に公布・施行されたが、医師法と歯科医師法が公布されたのは、その一〇日後の七月三〇日のことであつた。医師法は、第三六条第三項にて「昭和二〇年八月一五日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐さつ特命全權大使又は満洲国の医師免許を受けた日本国民に対する医師免許及び試験については、この法律施行の日（昭和三年一〇月二七日——筆者註）から五年間は、なお従前の例によることができる」と規定し、歯科医師法も第三三条第三項において、医師法第三六条第三項中の「医師免許」を「歯科医師免許」に置き換えた内容を規定した。かくして、施行令特例は、五年間という時限付きで、新たな身分法である医師法と歯科医師法に引き継がれたのである。

施行令特例の受験回数制限（二回）と医師法及び歯科医師法における時限規定はPHWより特例を認める条件として示されたものであつた。昭和二四（一九四九）年一月一六日の第六回国会参議院厚生委員会において、東龍太郎厚生省医務局長はPHWとの折衝過程における「内輪話」を次のように語っている。

（施行令特例による——筆者註）引揚医師に対する試験の制度につきましては、昨年これが認められますまでの間

に關係方面との折衝が非常に実は困難を極めたものでございまして、御承知の通り医師国家試験を作るといふうなその根本の原則からして、医師に対してさような例外を設けるといふうなことに對しては、原則的に非常な反對を受けたのでありますが、とにかくこれは救済をしなければ、引揚医師に對する救済ということを我々は主眼として考えるので、そのために日本の医界、医業というものの水準が下がるとか、それを下げようとかといふうな意図を毛頭持つていないといふうなことで、關係方面と非常な折衝をいたしました結果、認められた実は例外的な制度であるのでありまして、その際にその救済的な意味における例外を認める条件として、この制度は一定の年限を限つて認めること、それから受験の回数を制限すること、その意味は要するにチャンスを与えればよろしい。一定の年限の間にチャンスを与えて、それらの人が皆通過すればそれによいのだからといふうなことでありまして、その結果この制度は昨年から五年間を限つて行われるということと、回数制限をする。その回数制限ということの条件を付けられましたので、厚生省といたしましてはどんなに少くても、仏の顔も三度と申しますから、三回のチャンスを与えるのが日本としての常識であろうといふので、五年間に三回という案を持つて参りましたところが、關係方面では、一回でよろしい、チャンスといふものは一回でよろしいという話であつたのでありますが、併しこれは例えば運動競技でもスタートで一回のファウルは許される、二回ファウルすればオミットされる。一回のチャンスだけやるのは我々は認められない、飽くまでも仏の顔は三度といふので突張つたのでありますが、結局それじゃ間の二回といふので、現在のように二回になつた次第であります。従つて私共といたしましては昨年それでなきや通らんといふのを、とにかくその条件、五年間という年数制限、二回という回数制限で、認めるということをし、これは内輪話であります、さようなふうででき上がったものであります…<sup>(5)</sup>

東の語ったところによれば、施行令特例による銓衡対象者の拡大と特例試験受験資格の付与に関して、PHWとの調整が難航したこと、PHWより容認条件として特例試験の受験回数制限と時限の付与が示されたこと、受験回数の制限については折衷案が採られたことが窺い知れる。とりわけ受験回数の制限については、施行令特例が昭和二三(一九四八)年七月二〇日に公布される直前まで調整が続いていた。施行令特例案が閣議請議文とともに厚生大臣から内閣総理大臣に提出されたのは、同年五月一三日のことであったが、原案は受験回数の制限を三回としていた。公布日から六日前の七月一四日、法制長官より内閣官房長官に対して、厚生省から受験回数制限の三回を二回にしたいとの申し出があったとして訂正依頼文が送付され、原案を手書きで直した修正案が閣議で承認されている。<sup>54)</sup>このことは、東のいう「関係方面との折衝が非常に実は困難を極めた」ことを傍証する事象といえよう。

引揚医師及び歯科医師に係る救済措置は、医師法及び歯科医師法において五年間の時限付で施行令特例の規定を存続させ、銓衡と特例試験による免許付与を実施したことにとどまらなかった。医師法及び歯科医師法の公布以降、昭和三六(一九六二)年一月法律第一三三二号「医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」の公布にいたるまで、実に一六本(一部改正を含む)医師法及び歯科医師法を含む)もの法律により、救済対象者の範囲及び救済内容を拡充させていったのである。

次の第四表は、医師又は歯科医師免許取得の特例に係る法律を法律番号、公布日、法案提出者別に整理して、簡略記号を付したものである(以下、行論の便宜上、法律名を簡略記号で適宜表記する)。第四表によれば、一六本の法律中、内閣立法が三本、議員立法が一三本であることから、引揚医師及び歯科医師らの救済については国会議員が中心となって動いていたといえよう。また、【A】から【I】までの九本の基本となる法律中、現行法は【A】、【B】、【I】の三本であり、他の六本は廃止となるか、又は実効性を喪失している。これらの一六本の法律の内容を整理

したものが第五表である。第五表は、施行令特例による特例試験と、新たな特例措置である医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格付与について適用対象者及び適用期間別にまとめたものである。第四表及び第五表により、医師法及び歯科医師法の公布以降における医師又は歯科医師免許取得の特例に係る法制度の変遷を確認していくことにしたい。

第四表 医師又は歯科医師免許取得の特例に係る法律一覽

簡略記号	法律名(現行又は廃止等)	法律番号	公布日	法案提出者
【A】	医師法(現行)	二〇一	一九四八・七・三〇	内閣
【B】	歯科医師法(現行)	二〇二	一九四八・七・三〇	内閣
【A B】	医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律	二三六	一九五一・六・一四	議員
【C】	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(廃止)	二七二	一九四九・一二・一六	議員
【C】	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律	二四五	一九五〇・八・二四	議員
【C】 【C 一】 (【A B】 【一】同)	医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律	二三六	一九五一・六・一四	議員
【C】 【三】	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律	一八八	一九五二・六・一三	議員

【F】 【D】 【三】 同	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（廃止）	八四	一九五五・七・二三	議員
【E】 【三】	医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律	二〇〇	一九五九・一二・二二	議員
【E】 【二】	医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律	一一九	一九五八・五・一	議員
【E】 【一】	医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律	一七八	一九五六・一二・二〇	議員
【E】	医師等の免許及び試験の特例に関する法律（廃止）	一九二	一九五三・八・一〇	内閣
【D】 【三】	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律	八四	一九五五・七・二三	議員
【D】 【二】 【C】 【三】 同	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律	一八八	一九五二・六・一三	議員
【D】 【一】 【A】 【B】 【一】 同	医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律	一三三六	一九五一・六・一四	議員
【D】	歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律（実効性喪失）	二四六	一九五〇・八・二四	議員
【C】 【四】	医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律	一八	一九五三・三・一九	議員

【G】	医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(廃止)	一六五	一九五七・六・一〇	議員
【G】 【E】 【三】 同	医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律	二〇〇	一九五九・二・二二	議員
【H】	医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律(廃止)	二三一	一九六一・一一・一六	議員
【I】	医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(現行)	二三二	一九六一・一一・一六	議員

(備考)

アルファベットのみで表記しているもの(塗りつぶしの箇所)は基本となる法律で、当該法律の一部改正は枝番を付して表記した。

【A】【B】及び【C】を除き、法律の施行日はすべて公布日と同じである。【A】及び【B】の施行日は昭和三三(一九四八)年一〇月二七日、【C】の施行日は昭和二六(一九五〇)年九月二二日である。

【C】【E】【F】【G】【H】は、いずれも昭和五七(一九八二)年七月法律第六九号「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律」により廃止された。

(出典)

昭和三三年七月法律第二〇一号「医師法・同年同月法律第二〇二号「歯科医師法」官報」号外・昭和三三年七月三〇日、一頁～二頁、二頁、四頁、昭和二六年六月法律第三三六号「医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律」官報」第七三二七号・昭和二六年六月一四日、三四五頁、昭和二四年二月法律第一七二号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」官報」第六八七九号・昭和二四年二月一六日、一〇一頁、昭和二五年八月法律第二四五号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律」官報」第七〇八六号・昭和二五年八月一四日、三六九頁、昭和二七年六月一三日、一五七頁、昭和二八年三月法律第一八号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律」官報」第七八五九号・昭和二八年三月一九日、三九七頁、昭和二五年八月法律第二四六号「歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」官報」第七〇八六号・昭和二五年八月二四日、三六九頁、昭和二八年八月法律第一九二号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律」官報」第七九七九号・昭和二八年八月一〇日、一六一頁、昭和三一年二月法律第一七八号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律」官報」第八九九七号・昭和三一年二月二〇日、三五一頁～三五二頁、昭和三三年五月法律第一一九号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律」官報」第九四〇五号・昭和三三年五月一日、一二頁、昭和三四年二月法律第二〇〇号「医師等の

免許及び試験の特例に関する法律等の一部を改正する法律」。「官報」第九九〇〇号・昭和三四年二月二日、五六三頁、昭和三〇年七月法律第八四号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」。「官報」第八五六七号・昭和三〇年七月二三日、三七三頁、三四四頁、昭和三二年六月法律第一六五号「医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」。「官報」第九三三六号・昭和三三年六月一日、二〇六頁、昭和三六年一月法律第二三二号「医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律」。「官報」第一〇四七四号・昭和三六年一月一日、三六〇頁、昭和三六年一月法律第二三二号「医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」。「官報」第一〇四七四号・昭和三六年一月一日、三六〇頁、三六一頁、昭和五七年七月法律第六九号「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律」。「官報」号外・昭和五七年七月三日、三頁、二二頁。

第五表 医師又は歯科医師免許取得の特例に係る内容及び適用対象者一覧

国民医療法施行令特例の適用対象者及び特例試験受験回数制限の変遷		適用期間	根拠法律
適用対象者と受験回数の制限			
【イ】昭和二〇年八月一日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄特命全權大使又は満洲国の医師免許を受けた日本国民（医師法第三六条第三項） 特例試験受験回数…通算一回	一九四八・一〇・二七 ～一九五三・一〇・二六	【A】	
【ロ】昭和二〇年八月一日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄特命全權大使又は満洲国の歯科医師免許を受けた日本国民（歯科医師法第三三条第三項） 特例試験受験回数…通算一回	一九四八・一〇・二七 ～一九五三・一〇・二六	【B】	
【ハ】昭和二〇年八月一日以前に、外国でその地の法令によって医師免許若しくは医業免許を受け、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む）において領事官の医業免許を受けた日本国民（医師法第	一九五一・六・一四 ～一九五五・一二・三三	【A B】 【C】	

<p>三六条第四項) 特例試験受験回数…通算二回</p>		
<p>【二】昭和二〇年八月一日以前に、外国でその地の法令によつて歯科医師免許若しくは歯科医業免許を受け、又は中華民国（満洲及び蒙疆を含む）において領事官の歯科医業免許を受けた日本国民（歯科医師法第三三条第四項） 特例試験受験回数…通算二回</p>	<p>一九五一・六・一四 ～一九五五・一二・三二</p>	<p>【A B 二】</p>
<p>【ホ】昭和二〇年八月一日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内にあつて、昭和二八年三月二三日 中共引揚第一次第一、二船（興安、高砂）舞鶴港入港 以降に引き揚げた者（以下「九五三引揚者」という）で、【イ】又は【ロ】の規定に該当する者 特例試験受験回数…通算二回</p>	<p>一九五三・八・一〇 ～一九五五・一二・三二</p>	<p>【E】</p>
<p>【ハ】「九五三引揚者」で、【イ】【ロ】【ハ】又は【二】の規定に該当する者 特例試験受験回数…通算二回</p>	<p>一九五六・一二・二〇 ～一九五八・四・三〇 一九五八・五・一以降は （ト）の資格で対応</p>	<p>【E 二】</p>
<p>【ト】【イ】【ロ】【ハ】又は【二】の規定に該当する者 特例試験受験回数…制限なし</p>	<p>一九五八・五・一 ～一九六〇・一二・三二 一九六一・一一・一六 ～一九六二・一二・三二</p>	<p>【H E E 三 二】</p>

医師国家試験予備試験受験資格に係る特例の適用対象者及び受験回数制限の変遷	適用期間	根拠法律
<p>【チ】 中学校等の卒業資格を有する者を入学資格とする修業年限三年以上の医学学校（興亜医学館・東洋医学院）の卒業者                      受験回数：通算二回（但し一九五二・六・一三以降制限撤廃）</p>	<p>一九四九・一二・一六                      ～一九五四・一二・一五                      一九五五・七・二三                      ～一九五六・一二・三一                      一九五七・六・一〇                      ～一九六〇・一二・三一                      一九六一・一一・一六                      ～当分の間（現在）</p>	<p>【C】                      【C】                      【C】                      【I】                      【F】                      【G】</p>
<p>【リ】 【イ】の規定により従前の例による試験を受けることができた者、昭和二〇年八月一五日以前に朝鮮総督の行った医師試験の第一部試験合格者又は満洲国に行った医師考試の第一部考試合格者、中華民國（満洲及び蒙疆を含む）において領事官の医業免許を受けた者                      受験回数：通算二回</p>	<p>一九五〇・八・二四                      ～一九五一・六・一三</p>	<p>【C】                      【I】</p>
<p>【又】 【イ】又は【八】の規定により従前の例による試験を受けることができた者、昭和二〇年八月一五日以前に朝鮮総督の行った医師試験の第一部試験合格者又は満洲国に行った医師考試の第一部考試合格者                      受験回数：通算二回（但し一九五二・六・一三以降制限撤廃）</p>	<p>一九五一・六・一四                      ～一九五四・一二・一五                      一九五五・七・二三                      ～一九五六・一二・三一                      一九五七・六・一〇                      ～一九六〇・一二・三一</p>	<p>【C】                      【C】                      【C】                      【I】                      【F】                      【G】</p>

<p>【ル】 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六一号)による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者 受験回数：制限なし</p>	<p>一九六一・一一・一六 ┌ 当分の間(現在)</p>	
<p>【ル】 旧専門学校令(明治三十六年勅令第六一号)による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者 受験回数：制限なし</p>	<p>一九五三・三・一九 ┌ 一九五四・一一・一五 ┌ 一九五五・七・二三 ┌ 一九五六・一一・三一 ┌ 一九五七・六・二〇 ┌ 一九六〇・一一・三一 ┌ 一九六一・一一・一六 ┌ 当分の間(現在)</p>	<p>【C】 【四】 【G】 【F】 【I】</p>
<p>歯科医師国家試験予備試験受験資格に係る特例の適用対象者及び受験回数制限の変遷</p>	<p>適用期間</p>	<p>根拠法律</p>
<p>【ヲ】 【ロ】の規定により従前の例による試験を受けることができた者、昭和二〇年八月一五日以前に朝鮮総督の行った歯科医師試験の第一部試験合格者又は満洲国に行った歯科医師考試の第一部考試合格者、中華民國において領事官の歯科医業免許を受けた者 受験回数：通算二回</p>	<p>一九五〇・八・二四 ┌ 一九五一・六・一三</p>	<p>【D】</p>
<p>【ワ】 【ロ】又は【ニ】の規定により従前の例による試験を受けることができた者、昭和二〇年八月一五日以前に朝鮮総督の行った歯科医師試験の第一部試験合格者又は満洲国に行った歯科医師考試の第一部考試合格者</p>	<p>一九五一・六・一四 ┌ 一九五六・一一・三一 ┌ 一九五七・六・二〇 ┌ 一九六〇・一一・三一</p>	<p>【D】 【二】 【D】 【三】 【G】 【二】</p>

受験回数…通算二回(但し一九五二・六・一三以降制限撤廃)

一九六一・一一・一六  
〜当分の間(現在)

(備考) 根拠法律は第四表の簡略記号をもって表記した。  
(出典) 第四表同。

第五表によれば、医師法及び歯科医師法公布後の医師及び歯科医師免許取得の特例措置は二つに分類できる。すなわち、施行令特例に基づく銓衡と特例試験及第による免許付与、医師国家試験予備試験と歯科医師国家試験予備試験の受験資格の付与である。

については、上述のとおり、医師法第三六条第三項と歯科医師法第三三条第三項において(第四表【A】【B】、以下同)、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官、満洲国駐劄特命全權大使又は満洲国の医師免許若しくは歯科医師免許を受けた日本国民に対して、銓衡と特例試験及第による免許付与の途を開くものであった。制限として、受験回数が通算二回に限られており、五年間という期限規定が設けられた。この期限規定により、この特例措置は、昭和二八(一九五三)年一〇月二六日までを有効期間とした(第五表【イ】【ロ】、以下同)。は、昭和二四(一九四九)年一二月法律第二七二号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」(【C】)に基づき、新たな特例措置として開始されたものである。医師法と歯科医師法の規定により、国家試験受験資格の要件の一つである予備試験は、外国の医学校若しくは歯科医学校を卒業し、又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を取得した者で、厚生大臣が適当と認めたる者に限り受験資格が与えられた。【C】は、医師国家試験予備試験の受験資格の特例を開くものであり、中学校等の卒業資格を有する者を入学資格とする修業年限三年以上の医学校の卒業者に対

して、時限（昭和二十九年二月二十五日まで）と受験回数（通算二回）を付して、受験資格を与えるものであった（【チ】）。

この受験資格付与の対象となつた医学校とは、興亜医学館と東洋医学院である。この両校は、戦前において「大陸特に満州方面における医師の不足に應ずるため」、設置された「外地向け」医師の養成機関であつた。「外地向け」医学校といわれる所以は、両校が文部省の認可を受けた医学専門学校ではないことから、その卒業生は内地の医師免許取得資格を有しておらず、外地又は勢力圏のおいてのみ医師免許を取得できたことにある。興亜医学館は昭和一四（一九三九）年に東京大森に設立され、東洋医学院は昭和一六（一九四一）年に東京本郷に設立され、ともに戦後閉校となつている。卒業生については、興亜医学館が三六九名（うち、内地人七〇名、台湾人一八四名、朝鮮人一一五名）であり、東洋医学院が一一五名（うち、内地人三〇名、台湾人六五名、朝鮮人二〇名）であつた。これらの卒業生の多くは、満洲、蒙疆、朝鮮等の地域において限地開業医等の医師免許を得て医業に従事していた。したがつて、彼らが内地に引き揚げた場合、特例試験受験資格付与の対象となる資格を有していることから、新たな救済措置を講じる必要はない。問題は卒業生のうち終戦間際に卒業したなどの事由により卒業資格のみを有する者の取扱いであつた。<sup>(56)</sup>

法案提出者の大石武一議員はいう。「彼らは現在医師としての資格を持たず、またせつかく学校を卒業しておりながら、国家試験も受けることができず、将来に対して非常に暗い気持を持つて生活して居るのであります。台湾人と朝鮮人の方々は、すでにある程度の特例の許可を得て、終戦後も大部分の方は現地で医者をされておるといふ話を聞いております。ただわずかに残された日本人の数十名の者が、将来に希望を失つておるといふ現状でありま

す」とし、これがわずか数十人ではあります。将来に希望を持たせるといふことが適宜であると存じまして、ここに提案いたしました次第であります」と。<sup>(57)</sup> 本法により医師国家試験予備試験の受験資格を得る者について、厚生省

は引揚医師を除いた内地人四三名のほか、日本に在留している台湾人と朝鮮人をあわせて「二、三十名の受験対象があり得るといふ推定」を行っている<sup>58</sup>。それゆえ、本法律はこの約七〇名の卒業生を救済するために作られたものであった。

この特例措置は、引揚者を対象として始まったものではなかったが、引揚者の救済に活用されていった。昭和二五（一九五〇）年八月法律第二四五号をもって「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律」（「C」）が、同年同月法律第二四六号をもって「歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」（「D」）が公布された。【「C」】と【「D」】は、医師法第三六条第三項若しくは歯科医師法第三三条第三項の規定の対象者（【「イ」】【「ロ」】）、朝鮮総督府の行った医師試験若しくは歯科医師試験の第一部試験合格者、満洲国の行った医師考試若しくは歯科医師考試の第一部考試合格者、中華民国（満洲及び蒙疆を含む）において領事館の医業免許若しくは歯科医業免許を受けた者に対して、医師国家試験予備試験若しくは歯科医師国家試験予備試験の受験資格を与えるものであった（【「リ」】【「ロ」】）。両法案の提案者は大石武一議員であった。大石によれば、特例試験に「二回落第した者は何ら試験を受けることができなくなる」ことから、その救済を趣旨とするものであり、乃至は、「厚生省の手落」により特例試験受験資格が付与されなかったことから「終戦後五年間：医師として身を立てたいという熱烈なる希望をいたしておりながら、何ら医師として身を立てることができなかった」者を救済して生計の途を開くことを趣旨とするものであった<sup>60</sup>。とは、医師又は歯科医師となることを目指し、志半ばで断念せざるを得ない境遇に追い込まれた人たちであった。救済の対象は、実際に医師又は歯科医師として活動していた者だけでなく、医師又は歯科医師を志した者にまで広がったのである。

大石がこれら法案を提出した動機は何か。大石は次のように述べる。「終戦という破天荒の事実によりまして、

わが国内においては、わが同胞の間にいるような矛盾あるいは不幸な事実がたくさん起つておるのでございます。ただいまここに議題になつておりますところのこの問題も、終戦という事実による一つの最も大きな不幸な事実であると思うのであります。私どもはこのたびこの法律によりまして、これらの医師たり得ない人に、医師となることのできる試験を受けることができるような機会を与えまして、これに合格することによつて、日本国内において医業に従事することができるようという考えのもとに、この法律案をつくつて参つた次第であります」と。<sup>(6)</sup>大石の法案提出の動機は、外地又は勢力圏において医師又は歯科医師を生業として生きてきた者や医師又は歯科医師を志した者が「終戦という破天荒の事実」により引揚げることとなつたものの、法律上の制約から生業が奪われ、又は志を遂げることができないことを、「一つの最も大きな不幸な事実である」と認識し、これらの人を救済しなければならぬという使命感にあつたといえよう。

かくして、引揚医師及び歯科医師らに關わる救済措置は、特例試験と国家試験予備試験の受験資格の付与といふ二本立てとなつた。こうしたなか、昭和二六(一九五二)年六月法律第二三六号をもつて「医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律」が公布され(【A B 一】)、特例試験の対象範囲が拡大した。【A B 一】は、医師法第三六条第四項又は歯科医師法第三三条第四項を新たに設け、特例試験の対象者として、外国でその地の法令によつて医師免許若しくは医業免許又は歯科医師免許若しくは歯科医業免許を受けた日本国民と、中華民國(滿洲及び蒙疆を含む)において領事官の医業免許又は歯科医業免許を受けた日本国民を追加した(【八】【二】)。特例試験の受験回数<sup>(7)</sup>の制限は二回で、昭和三〇(一九五五)年二月三十一日までの時限が設けられた。このほか、【A B 一】は、附則第二項と第三項において、それぞれ「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」と「歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」の一部改正を行っている(【C 二】【D 二】)。改正の内容は、医

師法第三六条第四項又は歯科医師法第三三条第四項に規定する者に医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を付与することであつた。中華民國（滿洲及び蒙疆を含む）において領事官の医業免許又は歯科医業免許を受けた日本国民は、もともと国家試験予備試験の受験資格を付与されていたが、これに特例試験の受験資格を与え、引き続き、国家試験予備試験の受験資格も与えたのである（「ヌ」〔ワ〕）。

法案提出者の一人である青柳一郎議員は、提案理由を次の通り説明している。

（医師法第三六条第三項及び歯科医師法第三三条第三項で規定される対象者と 筆者註）全く同様の事情にある中華民國の旧治外法権地域において領事館の免許を受けていた日本国民或いは諸外国殊に南方の英蘭仏領植民地において、その地の政庁より免許を受けていた日本国民につきましては、かような取扱がなく、医師国家試験予備試験の受験資格を与えているに過ぎないのであります。従いまして、現在においてはこれらの者が医師又は歯科医師になりますためには、先ず予備試験を受けてこれに合格し、更に所定のインターンを行った上で国家試験を受けなければならぬという実情であります。これらの者は、永年外国において医業又は歯科医業に従事し十分な臨床的経験を有するものであり、且つ、終戦の結果として止むを得ず永年辛苦の未築いた地盤を放棄し、内地に引揚を命ぜられた者でありまして、引揚者として経済的にも同情すべき立場にあり、又老齡者も少くないことでもありますので、これらの者のみ特別を認めないということは誠にお気の毒と言わなければなりません。又、憲法で保障された法の前の平等という見地からも、かような差別的取扱は不合理なものと云わざるを得ないのであります。この法案は、以上の理由によりまして、前述の者に対し、昭和三〇年の末まで、旧外地又は滿洲国の引揚者と同様、選考又は特別試験を受ける資格を与え医師又は歯科医師になる道を開き、その窮状を

打開せんとするものであります。<sup>(62)</sup>

本法により銓衡と特例試験を受ける権利を与えられた者は、すでに国家試験予備試験の受験資格を有していた。これらの者に特例試験の受験資格を付与する理由は何か。青柳によれば、「老齡者」が予備試験より始まる免許取得経路を通過していくことは困難であること、「終戦の結果として止むを得ず永年辛苦の未築いた地盤を放棄し、内地に引揚を命ぜられた者」であり、かつ、「引揚者として経済的にも同情すべき立場」にある者であること、及び領事館の免許所持者を特例試験の対象から除外することは他との権衡がはかれず、法の前の平等に反することにあつた。本法の受益者は、厚生省によれば「中華民國の領事館関係がせいぜい二、三〇名くらい」であり、「マレー半島あるいはビルマ等の関係者があつても五〇人くらい、五〇人以内」ということから、<sup>(63)</sup>最大で八〇名程度であつた。

抑も厚生省はこの措置に反対であつた。南方の英蘭仏領植民地からの引揚医師及び歯科医師の取扱方については戦後早くから問題となつていた。昭和二二(一九四七)年二月五日に開かれた第一回国会衆議院厚生委員会において「南方からの引揚歯科医に開業許可の請願」が付議され、田中松月委員より内容の説明があつた。田中によれば、請願の趣旨は、海峡植民地歯科医師法によりシンガポール歯科局に登録され当地で歯科医業に従事していた引揚歯科医師が厚生省に開業許可を願ひ出たところ聞き入れられず歯科医師国家試験予備試験受験資格のみを与えられたが「現在の立場では受験準備の余力もなく、新進若手と伍して好成績を収めることは不可能」であることから特別に開業を許可してほしいというものであつた。これに対する意見を求められた政府委員の東龍太郎厚生省医務局長は、この種の請願は「数ある中の一例」であつて事情は承知しているが、「外国における免許をもつておる者

として、国家試験予備試験からいつていただくという途よりほかに、厚生省としましては解決の方途を見出し得ない」と回答している。<sup>64</sup>

この問題に関連して、昭和二五（一九五〇）年七月二十九日開催の第八回国会衆議院厚生委員会において議題があつた「外地引揚歯科医師免許に関する請願」に対して、大西栄蔵厚生省医務局歯科衛生課長は政府見解を示している。大西は、この請願がマレー、ビルマ又はインド等にて免許を取得した歯科医師と、中華民国又は蒙疆における領事館の歯科医業免許所持者に対して比較的簡単な方法で免許を与えてほしいとの趣旨であると整理した上で、前者は昭和二三年の医師法又は歯科医師法にて国家試験予備試験の受験資格が付与されており免許取得の途は開かれているのに対し、後者は免許取得の方途がないと述べる。だが、後者は、銓衡と特例試験を受ける資格を有する者と比較すると、「実質は、相当隔たりがある」と思われるので、特例措置の対象外としておくとし、後者の該当者には「相当同情する余地もある」が「国民医療、歯科医療の確保」の観点からも「十分慎重に考慮をして、これらに免許を与えるかどうかということの制度を考えなければならぬ」と述べている。<sup>65</sup>

厚生省は、南方の英蘭仏領植民地において免許を得て活動していた引揚医師及び歯科医師に対して厚生大臣が適当と認定して付与する国家試験予備試験受験資格中に「責任を以て」包含し、<sup>66</sup>免許取得の途を開くので、特例措置の対象とする必要はないという姿勢を崩さなかつた。他方、領事館免許の所持者に対しては、技倆・知識の程度及び「国民医療、歯科医療の確保」の観点から、特例措置の対象とするのは慎重に考慮しなければならぬとの考えを持つも、救済のための制度設計の必要性は認識していた。ただ、この救済制度を作るのに動いたのは、国会議員であつた。その成果として成立した特例措置が昭和二五（一九五〇）年八月の「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律」及び「歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」に

よる領事館免許所持者に対する国家試験予備試験受験資格付与（【C】、【D】）と、昭和二六（一九五二）六月の「医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律」に外国免許又は領事館免許の所持者に対する銚衡と特例試験を受ける資格の付与（【A B 一】）であった。

実は、【C】と【D】の制定過程において、国会議員側は、外国免許又は領事館免許の所持者に対して銚衡と特例試験を受ける資格を与える案を考えていたが、厚生省の反対に遭い、国家試験予備試験の受験資格を付与する措置にて妥協していた。この点からみれば、国会議員側は、およそ一年後の【A B 一】において初志を貫徹したといえる。この間の経緯は、【A B 一】を審議した第一〇回国会衆議院厚生委員会（昭和二六年六月二日開催）における大石武一委員と久下勝次政府委員との問答から垣間見ることが出来る。まず、大石は、外国免許又は領事館免許の所持者の医師又は歯科医師としての「技術知識」の程度について政府の見解を問うた。久下は「結局試験をいたした上で判断をする」ので「大変むずかしいお尋ね」として技術・知識についての言明を避けたが、外国免許又は領事館免許所持者に特例を開くことは「私どもも適当な措置であると考えている」と答弁し、法案への賛意を示した。これを受けて、大石は「ただいまの御答弁で医療の方に関してはそう心配はないということでありまして、まことに安心する次第」であるとした上で、次のとおり久下に質している。

この中国あるいは南方におられた方々に対して、このような医師の免許を与えるということにつきましては、われわれも数年前からこの問題について苦労しておたのであります。そして数々の努力をいたしました。が、昨年ようやく関係方面あるいは政府との交渉の結果、この国家試験予備試験を受けるところまでの法案におちついて、昨年その法案が通過したはずであります。その当時政府の御意見、ことにここにおられる久下

次長は強硬なる御意見をお持ちでありまして、かかる者に対しては、特例試験とか、あるいは選考によつて免許を与えてはいけないという強硬な御意見でありまして、私もやむを得ず、国家試験予備試験の程度でがまんをして、そこで妥協したのであります。しかるに今回は、ただいまのお説によりますと、腕前においては何らの心配がないからこのような免許を与えてもよろしいという御意見であります。わずか一年足らずのうちにこのような心境の変化を来されましたことにつきましては、どのような御心境でありますか、これをちよつと伺いたいと思います。<sup>67)</sup>

大石は、久下が法案に賛成したことをもつて、厚生省が外国免許又は領事館免許の所持者の「腕前においては何らの心配がない」との認識に転じたと解釈して発言しているが、これは厚生省がこれらの医師及び歯科医師の「技術知識」の程度を考慮して反対してきたという、これまでの交渉過程を踏まえてのことであろう。大石の質問に対し、久下は「いろいろ実態的な検討をしてみますと、不合理な点もある」ので、<sup>68)</sup> 本法案に賛成するに至つたと答えている。

厚生省は「いろいろな実態的な検討」を行つた上で如何なる理由から方針を転換したのであるうか。衆議院において厚生委員会が開催された同じ日に参議院でも厚生委員会が開かれていた。同委員会においても厚生省の方針転換を問い質す発言があり、河野鎮雄厚生省医務局医務課長が次のように答弁している。

(医師及び歯科医師免許付与の 筆者註) 特例を設けますことは、一方において国民の医療の内容を向上するという立場から申しますと、できるだけ制限的に考えたいというふうに従来考えておつたのでございます。結局この

特例を設けますということになりますと、いろいろのケースがあるかと思いますが、それにどこかで線を引かなければならないということになりますと、甚だ形式的なところのようにも存ぜられますが、例えば領事館の免許を受けておつた者につきましては、その領事館の規則等を見ますと、やはり医療の内容についても一定の制限が設けられるような規定もあるように存じておるのであります。従つて従来認められた者とも若干事情も違つてはならないだろうか、それから又外国において免許を受けておつた者というものに対しましては、やはり原則として日本の法令によつて免許が与えられておつた者に対して特例を開くというようなのが一つの線の引き方ではないだろうかというふうな意味合から、むしろできるだけこういつた特例は局限して考えたいという意味で、先般問題になりました際には、こういつた特例の試験ではなしに、予備試験から行つて頂くというふうにすることが適當かと考えておつたのでございます。その後實際試験を受けますものの実情をいろいろ見てみますと、相当年配の人もございますし、そういった人が予備試験を通りまして、更に又インターンをやらなければならぬということになりますと、非常に経済的な負担から申しましても、従来のものでそれほど差別を設けなければならぬかということについて再考する必要も出て参つたのであります。そういったようなことから、今回提案されました案に私どもといたしましても賛成申上げた次第であります。<sup>(8)</sup>

厚生省は「国民の医療の内容を向上するという立場」から、医師法又は歯科医師法の正規の資格を有しない者に免許付与の特例を拡大していくことに「制限的」であつた。だが、厚生省にとつて、特例の途が開かれている以上、特例を無制限に拡大させないために、対象者の範囲をどこで「線引き」するのかは重要な課題であつた。厚生省は、領事館免許付与の運用から導き出される「技術知識」の程度又は日本国内の法令が、若しくは外国の法令かという

法令の種類によって領事館免許と外国免許の所持者の上に線を引くと同時に、この両者への救済措置として国家試験予備試験の受験資格を与えることにより、そこから正規の経路で免許取得を目指す途を整えた。しかし、厚生省は、国家試験予備試験を受ける者の「実情」を勘案した結果、特例範囲の「線引き」を再考する必要があると判断して法案に賛成したのであった。

厚生省の背後にはPHWの圧力があった。上述したように、PHWは日本の医療の向上のためには医師及び歯科医師の「質」の向上が喫緊の課題であるとの認識のもとで、医学教育改革とそれに付随する医師及び歯科医師免許取得資格の向上を主導した。PHW局長のC・F・サムス准将は、医学専門学校という「二流の劣悪な教育しか受けていない医師」を排除すべきであると考えており、また予備試験の受験回数制限の緩和要求に関連して「予備試験に二回も落第するような者は、もう試験を受けさせるほどの値打ちはない」との認識を有していた<sup>(70)</sup>。厚生省は、このような考えを基底に置くPHWに対して、免許取得に係る特例措置の導入と拡大について交渉を行ってきたのである。ただ、昭和二六（一九五二年）六月の「医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律」に係る厚生省の方針転換の背景には、同年五月二二日にサムス准将がPHW局長を辞任し、六月三〇日にPHWが廃止され（業務は新設の医務局に移管）、九月八日にサンフランシスコ平和条約が調印され、翌（一九五二年）四月二八日に同条約が発効するという流れのなかで、PHWの影響力の低下という要因もあつたと思われる。事実上、日本が主権を回復して以降、国家試験予備試験と特例試験の制限と受験回数制限の制限については骨抜きにされていくことから、大局的にみれば、免許付与の特例拡大の動きを牽制するものとしてPHWの存在は大きかったといえよう。

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案が参議院厚生委員会（昭和二六年六月二日開催）において審議された際、河野鎮雄厚生省医務局医務課長が引揚者中の医師又は歯科医師免許取得に係る特例措置の対象者について「一

応私どものところで承知いたしておりますところでは、大体これで一応従来から問題にされておりましたものは、これで全部包含し得ることになるのじやないだろうか、さように考えている」と述べているように、該法の成立をもつて、救済しなければならぬ者はおおよそ特例措置のなかに包括された。これ以降、当該問題に関わる立法の動静は国家試験予備試験と特例試験の期限と受験回数制限の制限に焦点があてられていくことになる。

国家試験予備試験については、昭和二七（一九五二）年六月法律第一八八号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律等の一部を改正する法律」（「C」三）【D二】により、医師国家試験予備試験と歯科医師国家試験予備試験の受験回数制限が撤廃されたのを皮切りとして、昭和三〇（一九五五）年七月法律第八四号「医師国家試験予備試験の受験資格に関する法律」（「D三」）【F】、昭和三一（一九五七）年六月法律第一六五号「医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」（「G」）及び昭和三四（一九五九）年二月法律第二〇〇号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部改正をする法律」（「G二」）によって、期限の延長が行われ、最終的には昭和三六（一九六一）年一月法律第二三二号「医師国家試験予備試験及び歯科医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律」（「E」）により、「当分の間」（現在まで）、国家試験予備試験の受験資格の付与が行われることとなった。なお、引揚者に関わる直接的な救済措置ではないが、昭和二八（一九五三）年三月法律第一八号「医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律の一部を改正する法律」（「C四」）に基づき医師国家試験予備試験の受験資格付与の対象者に旧専門学校令（明治三六年勅令第六一号）による修業年限四年の医学専門学校において第四学年の課程を修了した者が追加されている。

銚衡と特例試験を受ける資格付与の特例措置に係る期限は、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐劄特命全權大使又は満洲国の免許所持者が昭和二八（一九五三）年一月二六日まで（「イ」【ロ】）、

外国免許又は領事館免許の所持者が昭和三〇(一九五五)年二月三一日まで、であった(【八】【二】)。これとは別に昭和二八(一九五三)年八月法律第一九二号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律」(【E】)もって、昭和二〇(一九四五)年八月一五日以前から引き続きソビエト社会主義共和国連邦、樺太、千島、北緯三八度以北の朝鮮、関東州、満洲又は中国本土の地域内にあつて、昭和二八年三月三三日以降、中共引揚第一次第一、二船(興安、高砂)舞鶴港入港以降、に引き揚げた者(以下、「一九五三引揚者」とする)で、【イ】又は【ロ】に該当する者には昭和三〇年二月三一日までを時限として特例措置が講じられた。昭和三一(一九五六)年二月には法律第一七八号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部を改正する法律」(【E】)により、「一九五三引揚者」で【イ】【ロ】だけではなく【八】【二】も加えて、これらに該当する者への特例措置の時限を昭和三四(一九五九)年二月三一日まで延長した。さらに、昭和三三(一九五八)年五月法律第一一九号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律の一部改正をする法律」(【E】)及び翌(一九五九)年二月法律第二〇〇号「医師等の免許及び試験の特例に関する法律等の一部改正をする法律」(【E】)により、【イ】【ロ】【八】又は【二】に該当する者に対して、特例試験の受験回数の制限を撤廃した上で、昭和三三年五月一日より昭和三五(一九六〇)年二月三一日まで、銚衡と特例試験を受ける資格を付与する特例措置を講じた。これにとどまらず、期限が切れた後、昭和三六(一九六一)年一月には法律第二三三一号をもつて「医師及び歯科医師の免許及び試験の特例に関する法律」(【H】)が公布され、特例措置適用の期間を昭和三六年一月一六日から昭和三七(一九六二)年二月三一日まで再設定した。銚衡と特例試験を受ける資格付与という特例措置は、最終的に昭和三七年二月三一日まで実施されたのである。

このような国家試験予備試験と特例試験の時限延長と受験回数制限の撤廃の目的は、引揚医師及び歯科医師らの

「悉皆的」な救済にあつた。最後に、この「悉皆的」救済の内実について、医師国家試験予備試験と特例試験の実施状況から確認していくことにしたい。医師国家試験予備試験及第の資格を得るには、第一部試験（基礎医学）と第二部試験（臨床医学）の両方に及第する必要があつたが、昭和三〇（一九五五）年四月現在における受験者の調査によれば、第一部試験の受験者は総計一六五名、そのうち合格者は九六名、不合格者は六九名、合格率は五八パーセントであり、第二部試験の受験者は総計八七名、そのうち合格者は六三名、不合格者は二四名、合格率は七二パーセントであつた。<sup>(73)</sup> 昭和三一（一九五六）年一月現在において特例試験を及第し、若しくは国家試験予備試験及第を経て国家試験を及第し、医師免許又は歯科医師免許を取得した者は、総計三九六名であり、そのうち後者は一九名であつた。<sup>(74)</sup> この結果によれば、国家試験予備試験から国家試験を経て免許を取得するのは極めて難しい経路であり、受験資格を特例的に付与された試験を経て免許を取得する者の大部分が特例試験及第の資格者であつた。

特例試験の実施状況をみていこう。昭和二八（一九五三）年七月現在において、特例試験は一回実施されている。第一回から第一〇回までの受験者数は、医師が六二二名、歯科医師が二二八名であり、そのうち合格者・不合格者・合格率は、医師が三四八名・二七四名・五六パーセント、歯科医師が一九一名・三〇名・八四パーセントであつた。不合格者の内、二回不合格になつた者は、医師が一一一名、歯科医師が四名であつたことから、医師となる希望者のうち、受験資格を喪失した者が相当数存在している。<sup>(75)</sup> 昭和三三（一九五八）年五月の措置（「E二」）は、こうした失格者に再度受験の機会を提供するものであつた。しかし、試験の結果は芳しくなかつた。昭和三四（一九五九）年秋に実施された特例試験の受験者・合格者は、医師が八三名・二名、歯科医師が一五名・一名であり、翌（一九六〇）年秋に実施された特例試験の受験者・合格者は、医師が六六名・一六名、歯科医師が八名・三名であり、合格率は低下した。<sup>(77)</sup> 特例試験の受験希望者は、依然として医師と歯科医師をあわせて八一名いた。<sup>(76)</sup> これらの

受験希望者を救済したのが昭和三六（一九六一）年一月の措置（「H」）であったのである。

合格率の低下は受験者の「質」と関係している。この受験希望者の八一名については、川上六馬厚生省医務局長が昭和三六（一九六一）年一月二五日に開かれた第三九回国会衆議院社会労働委員会において「実は従来の試験でたびたび不合格になっておる人が多いので、必ずしもできる人ばかりではなく、「大体成績の悪い方が残っておるような状況」であると率直に述べているように、学力上の問題があった。川上は、不合格者を対象として、長期の講習会を開催して再教育に取り組むことを言明したが、この再教育の機会の提供は「事人命に関する資格の問題で、きわめて重要な職種」なので、慎重を期さなければならぬ」という河野正委員の指摘を受けるまでもなく、厚生省が国民医療の確保という観点から、学力や技術の担保なくして医師又は歯科医師を認めないという基本的な立場と引揚者の救済を両立するための措置であった。

かかる特例試験の不合格者に対する救済措置を講じた背景の一つとして「こういう方々が医師、歯科医師にならないことよっての社会悪」を生み出してはならない<sup>(81)</sup>、という認識があった。例えば、昭和三四（一九五九）年一月二〇日開催の第三三回国会衆議院社会労働委員会において、滝井義高委員より特例試験の不合格者は如何なる職業に就いているのか、との質問に対して、江間時彦厚生省医務局医事課長は「やはり圧倒的多数の方は医師のもとで、代診ということは言えないかと思いますが、補助者として勤務しておられる場合が非常に多いように思います」と回答している。滝井は「今医師の補助者として勤務する形態というのはない」として、「今江間さんの言われるような、医師の補助者として長くこういう方々を置いておることは、いろいろな問題が起こってくると思う」と述べている<sup>(82)</sup>。引揚医師及び歯科医師はまさに無免許医業及び歯科医業の温床となる可能性があるものであり、引揚者への同情という観点にとどまらず、「社会悪」を生み出さない観点からも再教育の上、救済すべき対象であった

のである。

昭和三八(一九六三)年時点における銚衡又は特例試験及第による免許取得者で、医業又は歯科医業に従事する者は、医師が七五七名(銚衡…三六四名/特例試験…三九三名)、歯科医師が六五〇名(銚衡…四三名/特例試験…二一八名)であった。<sup>85)</sup>昭和二一(一九四六)年一月の勅令第四二二号の公布から昭和三七(一九六二)年一二月までの一七年間にわたる銚衡と特例試験という免許取得に係る特例措置は日本社会に一、四〇七名という医師又は歯科医師を残して終了したのであった。

## おわりに

これまで、引揚医師及び歯科医師の資格認定問題について、問題の背景となつた日本帝国の外地及び勢力圏内における医師及び歯科医師資格の多様性や、昭和二一年の勅令第四二二号の公布から始まつた引揚医師及び歯科医師に対する救済措置の内容と法制度の変遷に焦点をあてて論じてきた。

日本帝国の外地及び勢力圏においては、内地と異なる法制度をもつて「医師」及び「歯科医師」の免許取得資格の要件を設定し、当該地域に有効範囲が限定された免許を付与していた。そのため、戦後の日本は、外地又は勢力圏限りの免許を与えられた医師及び歯科医師の引揚げにより、当該医師及び歯科医師の身分をどのように取り扱うのか、という問題に直面した。戦前の内地においては、「医師法」(明治三十九年法律第四七号)及び「歯科医師法」(明治三十九年法律第四八号)並びに両法を統合して成立した国民医療法(昭和一七年法律第七〇号)等の法令に基づき、医師又は歯科医師免許を取得するには、大学又は官立、公立、文部大臣の指定した私立の医学専門学校若しくは歯科医

学専門学校の卒業資格、医師試験又は歯科医師試験の及第資格が必要であつた。

他方、外地においては、台湾総督、朝鮮総督、樺太庁長官、南洋庁長官、滿洲国駐劄特命全權大使の命令に基づく当該管轄地域を有効範囲とした医師免許又は歯科医師免許が存在した。このほか、中華民國における治外法権地域においては、領事官令に基づき、当該地域限りの医業免許又は歯科医業免許が付与されており、滿洲国においては、滿州語又は日本語による「医師考試」及び「歯科医師考試」が実施され、及第者には免許が付与されていた。

台湾総督府と朝鮮総督府では、医師試験又は歯科医師試験が実施され、合格者には当該管轄地域全域を有効範囲とする免許が与えられた。だがこれらの試験の及第者は、内地免許の取得資格を満たすものではなく、内地における医師又は歯科医師としての身分は保障されていなかった。さらに、台湾総督府、朝鮮総督府、樺太庁、南洋庁及び関東局管轄地域では、開業の地域と期間を限定して免許を付与する「限地開業医制度」が布かれていた。内地における限地開業医制度は、明治三九（一九〇六）年の医師法の公布をもって廃止されていた。この限地開業医は、履歴審査や試験により免許が与えられていたが、これらの免許所持者は、内地の医師又は歯科医師の資格を満たす者ではない。

戦後日本において医師免許又は歯科医師免許の取得資格は大きく改められた。PHWの指導のもとで、大学と医学専門学校という二系統に分かれていた医学教育体系について、根本的改革が推し進められ、医専が廃止され、大学に一本化された。医師又は歯科医師の新たな身分法として「医師法」（昭和三年法律第二〇一号）及び「歯科医師法」（昭和三年法律第二〇二号）が公布され、医師又は歯科医師免許を取得するには、大学卒業、実地修練（インターン/医師のみ）、国家試験及第、免許付与という経路を通過しなければならなくなった。この医師又は歯科医師の「質」の向上がはかられていく過程と同時並行的に、外地及び勢力圏の免許を有した医師及び歯科医師の引揚げが

加速化していく。引揚医師及び歯科医師のうち、戦前の内地における医師又は歯科医師免許取得資格を有する者は新制度による免許が与えられたが、問題は、その資格を有さず、外地限りの免許を受けた医師又は歯科医師であった。

こうした引揚医師及び歯科医師は、厚生省に対して陳情活動を展開し、内地において法制度上、医師又は歯科医師の資格が認められず、生業たる医業又は歯科医業に従事することができないという窮状を訴えた。これにより、昭和二一（一九四〇）年一月勅令第四二二号「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者二付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ關スル件」が公布された。本勅令は、台湾総督若しくは朝鮮総督の医師免許又は歯科医師免許所持者に対して、「銓衡」と「試験」による免許付与の特例を認めたものであった。前者は、医師国家試験予備試験委員又は歯科医師国家試験予備試験委員による履歴審査により免許を与えるものであり、後者は、銓衡にもれた者へのさらなる救済措置であつて、当初は医師試験又は歯科医師試験、次いで医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を与えるものであったが、最終的には医師国家試験予備試験委員又は歯科医師国家試験予備試験委員の行う試験（特例試験）に及第した者に免許を与えるものとなつた。この銓衡と特例試験の対象は、昭和二二（一九四七）年一月と昭和二三（一九四八）年五月の勅令第四二二号の改正を経て、「朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若八滿洲国駐劄特命全權大使又八滿洲国ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル日本国民」に拡大した。

この「銓衡」と「特例試験」の規定は、昭和二三（一九四八）年に公布された医師法及び歯科医師法に引き継がれたが、昭和二八（一九五三）年までの時限が設けられ、さらに受験回数も二回に制限された。その一方で、昭和二六（一九五二）年に医師法及び歯科医師法が改正され、「銓衡」と「特例試験」の対象者の中に「昭和二十年八月

十五日以前に、外国でその地の法令によつて医師免許を受けた者及び中華民國（滿洲及び蒙疆を含む）において領事官の医業免許を受けた日本国民」が追加され、特例の対象範囲が拡大した。医師法及び歯科医師法による「銓衡」と「特例試験」の特例のほか、引揚医師又は歯科医師の救済措置として、医師国家試験予備試験又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を付与する措置がとられた。予備試験に及第し、実地修練（インターン／医師のみ）を経て、国家試験に及第すれば、医師免許又は歯科医師免許が取得できた。予備試験の受験資格は、そもそも外国の医師免許若しくは歯科医師免許の所持者又は外国の医学学校若しくは歯科医学学校の卒業生で主務大臣が適当と認められた者であったが、引揚医師及び歯科医師のうち、「銓衡」と「特例試験」を受ける資格保持者に対しては、受験資格を付与する特例が認められた。これは、特例試験に二回落第した者への救済措置としての側面を持つものであった。この特例は、昭和二九（一九五四）年までの時限が設けられていたが、段階的に引き延ばされ、最終的には「当分の間」となり、なお現行法として有効である。「銓衡」と「特例試験」の期限は、昭和二八（一九五三）年までであったが、これも最終的には、昭和三七（一九六二）年まで延長された。

「銓衡」と「特例試験」の対象範囲の拡大及び期限の延長と、予備試験受験資格の付与及び期限の延長という引揚医師及び歯科医師に対する特例措置は一六本の法律をもつて実施された。この法律群に基づき、引揚医師及び歯科医師の救済は「悉皆的」に行われた。昭和三八（一九六三）年時点において、銓衡又は特例試験により医師又は歯科医師免許が与えられ、医業に従事している者は一、四〇七名にのぼった。この法律群は、内閣立法が三本、議員立法が一三本であったことに示されているように、国会議員が主導して成立させたものであった。法案の制定過程においては、医療の「質」をめぐる、国会議員、厚生省、PHW（昭和二六年六月三〇日廃止）の対立があった。国会議員は、引揚医師及び歯科医師の置かれている境遇に理解を示し、特例措置による免許付与を推進した。PH

Wは、医療の「質」の低下を招く、特例措置に反対であった。厚生省は、引揚医師及び歯科医師の境遇に同情を示すも、医師法及び歯科医師法で定める免許付与資格の「原則」との権衡を重視し、特例措置の拡大には消極的であった。このように、引揚医師及び歯科医師という存在は、戦後日本における医療法制をめぐる対立要因となるとともに、法制度の形成に影響を与えた。この法制度をもって引揚医師及び歯科医師を「悉皆的」に救済し、「特例的」に医師又は歯科医師として認定したことは、医療の「質」という問題を社会の歪みとして残すこととなった。そして、「悉皆的」な救済措置が講じられたにもかかわらず、そこから取り残されてしまった者の存在が、「ニセ医者」問題の淵源となったのである。

(1) 例えば、増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、二〇一二年、今泉裕美子・柳沢遊・木村健二編著『日本帝国崩壊期「引揚げ」の比較研究 国際関係と地域の視点から』日本経済評論社、二〇一六年、柳沢遊・倉沢愛子編著『日本帝国の崩壊 人の移動と地域社会の変動』慶應義塾大学出版会、二〇一七年、蘭信三・川喜田敦子・松浦雄介編『引揚・追放・残留 戦後国際民族移動の比較研究』名古屋大学出版会、二〇一九年、及び加藤聖文『海外引揚の研究 忘却された「大日本帝国」』岩波書店、二〇二〇年等がある。

(2) 例えば、菅谷章『日本医療制度史』改定増補版、原書房、一九七八年、杉山章子『占領期の医療改革』勁草書房、一九九五年、神谷昭典『日本近代医学の展望 医科系大学民主化の課題』新協出版社、二〇〇六年、橋本鉦市『専門職養成の政策過程 戦後日本の医師数をめぐって』学術出版会、二〇〇八年、坂井建雄編『日本医学教育史』東北大学出版会、二〇一二年、宗前清貞『日本医療の近代史 制度形成の歴史分析』ミネルヴァ書房、二〇二〇年等がある。

(3) 浅野豊美『折りたたまれた帝国 戦後日本における「引揚」の記憶と戦後の価値』(細谷千博・入江昭・大芝亮編『記憶としてのパールハーバー』ミネルヴァ書房、二〇〇四年、二七三頁〜三二五頁)及び同『帝国日本の植民地法制 法域統合と帝国秩序』名古屋大学出版、二〇〇八年。

- (4) 「二七医者を一手に供給 元衛生兵らの同門医師会を追及 全国に会員まく? 神戸医事紹介所通じて」『朝日新聞』昭和四十七年一月九日、朝刊、三頁。
- (5) 引揚医師及び歯科医師への特例措置による救済が「粗製医師」の濫造に繋がる危険性があることについて、自身も引揚医師である大野敬一は「読売新聞」の読者欄に投稿して次のように述べている(「気流 読者の欄 医師の濫造」『読売新聞』一九四七年一月三〇日、朝刊、一頁)。
- 厚生省は去る十一日、朝鮮、台湾、大陸方面より引揚げてきた外地医師の国家試験を十二月二日に施行する旨発表した。同時に東京にある開拓医師団なるものより目下講習会を開いているから至急上京受講のうえ、来月施行の国家試験を受けられるようにとの電報が各人に来ている。
- 僅か二週間や三週間の講習会で国家試験を受けられるだけの知識が得られるだろうか、厚生当局に伺いたい。現地開業医の程度から見れば少くも二ヶ年以上の教育を施して、しかるのちに国家試験を受けしむべきであると思う。
- 国家試験が外地引揚者に対する職業救済の意味において行われるのだとすればそれは医師の特殊性の冒涜でわれわれは今次戦争のため粗製医師を群出せしめその粗悪と過剰と非仁術とに苦しんでいることを思つても見るべきである。(札幌・大野敬一・引揚医師)
- (6) 厚生省援護局編「引揚げと援護三十年の歩み」ぎょうせい、一九七八年、六八九頁。
- (7) 昭和一七年二月法律第七〇号「国民医療法」『官報』第四五三七号・昭和一七年二月二五日、六一頁〜六一五頁。
- (8) 昭和一七年一〇月勅令第六九五号「国民医療法施行令」『官報』第四七四〇号・昭和一七年一〇月二八日、六一三頁〜六一四頁。
- (9) 明治三八年七月文部省令第一二二号「私立医学専門学校指定規則」『官報』第六六〇〇号・明治三八年七月一日、二頁、及び明治三九年一〇月文部省令第一七号「公立私立歯科医学学校指定規則」『官報』第七〇〇二号・明治三九年一〇月三〇日、七九四頁。なお、私立医学専門学校指定規則は、昭和二二(一九四七)年四月文部省令第七号「医学専門学校指定規則」により、公立私立歯科医学学校指定規則は、同年同月文部省令第八号「歯科医学専門学校指定規則」により廃止された(『官報』第六〇七七号・昭和二年四月一九日、一九六頁)。

- (10) 大正三年四月法律第三八号「医師法中改正」『官報』第五〇二号・大正三年四月四日、七九頁、及び大正八年九月文部省令第三一号「歯科医師試験規則中改正」『官報』第二二三号・大正八年九月一七日、三五八頁。
- (11) 拙稿「近代日本における医療法制の構造転換 一九〇六年の医師法制定をめぐる政策論的分析」『中京法学』第四八巻第一・二合併号、二〇一三年、七七頁～一四七頁。
- (12) 日本統治下台湾における僻地医療政策の中核となった限地開業医制度の展開については、拙稿「台湾総督府の僻地医療政策 限地開業医制度の展開を中心として」(檜山幸夫編『台湾植民地史の研究』ゆまに書房、二〇一五年四月、一二五頁～一六七頁)を参照されたい。
- (13) 拙稿「日本統治下台湾の歯科医療法制 台湾歯科医師令による「歯科医師法」の適用と例外規定」『中京大学社会科学研究』第四〇巻第二号、二〇二〇年、八五頁～一四八頁。
- (14) 昭和一七年一〇月勅令第六九六号「行政諸法台湾施行令中改正ノ件」『官報』第四七四〇号・昭和一七年一〇月二八日、六一五頁、昭和一七年一〇月府令第二〇三号「国民医療法施行規則」『台湾総督府官報』号外・昭和一七年一月一日、五頁～一〇頁、及び昭和一六年八月府令第一五六号「台湾医師試験規則」『府報』第四二七七号・昭和一六年八月二八日、一三七頁。
- (15) 大正二年一月朝鮮総督府令第一〇〇号「医師規則」『官報』第三九五号・大正二年一月二日、四三三頁～四三四頁、昭和一九年八月制令第三一号「朝鮮医療令」『朝鮮総督府官報』第五二六四号・明治一九年八月二日、九九頁～一〇一頁、及び昭和一九年九月朝鮮総督府令第三二二号「朝鮮医療令施行規則」『朝鮮総督府官報』第五二八五号・昭和一九年九月一四日、七三頁～七九頁。
- (16) 明治四〇年四月樺太庁令第四三三号「医師及歯科医師仮免許規則」樺太庁長官々房編纂『樺太法令類聚』脇田嘉一、一九二二年、三〇一頁～三〇二頁。
- (17) 昭和一五年一月南洋庁例第四〇号「南洋群島医師規則」『南洋庁公報』号外・昭和一五年一月二日、一〇七二頁～一〇七五頁、及び昭和一五年一月南洋庁令第四一四号「南洋群島歯科医師規則」『南洋庁公報』号外・昭和一五年一月二二日、一〇七五頁～一〇七七頁。

- (18) 明治四四年一月関東都督府令第二号「医師取締規則」『官報』第八二九〇号・明治四四年二月三日、二九一頁～二九二頁、大正五年二月関東都督府令第三五号「歯科医師ノ取締ニ関シ医師取締規則準用」『官報』第一三〇八号・大正五年二月一日、二四九頁、昭和八年一月関東庁令第一号「医師規則」『官報』第一八五四号・昭和八年三月八日、一八九頁～一九〇頁、及び昭和八年一月関東庁令第二号「歯科医師規則」『官報』第一八五四号・昭和八年三月八日、一九〇頁。
- (19) 拙稿「台湾総督府の僻地医療政策 限地開業医制度の展開を中心として」前掲。
- (20) 大正三年七月朝鮮総督府令第一四号「医師試験規則」『朝鮮総督府官報』第五九〇号・大正三年七月二〇日、二五一頁～二五二頁。
- (21) 大正一〇年二月朝鮮総督府令第二七号「朝鮮総督府歯科医師試験規則」『朝鮮総督府官報』第二五五〇号・大正一〇年二月一四日、一五七頁～一五八頁。
- (22) 昭和九年一月朝鮮総督府令第一〇九号「医師試験規則中改正」『官報』第三三八二号・昭和九年二月八日、二二一頁～二二二頁、及び昭和九年一月朝鮮総督府令第一一〇号「歯科医師試験規則中改正」『官報』第三三八二号・昭和九年二月八日、二二二頁。
- (23) 昭和一八年四月朝鮮総督府令第一一一号「医師試験、歯科医師試験及薬剤師試験ノ受験資格ノ特例ニ関スル件」『朝鮮総督府官報』第四八五五号・昭和一八年四月一〇日、九一頁。
- (24) 「五、支那ニ於ケル医師開業ノ件」『在外本邦開業医関係雑件(四) 照会事項関係』請求番号：三三一一、外務省外交史料館所蔵。
- (25) 国務院法制処編『滿洲国法令輯覽』第四卷・警察衛生篇、滿洲行政学会、一九四三年、二之七頁～二之九頁・二之三五頁～二之四四頁・四頁・六頁・一〇之二頁～一〇之一頁。
- (26) 橋本鉞市『専門職養成の政策過程 戦後日本の医師数をめぐって』前掲、一三五頁～一三六頁。
- (27) 厚生省医務局編『医制百年史 記述編』ぎょうせい、一九七六年、四〇六頁～四〇七頁。
- (28) 昭和二年八月勅令第四〇二号「国民医療法施行令の一部を改正する勅令」『官報』第五八九〇号・昭和二年八月三

- 一日、二一七頁。
- (29) 厚生省医務局編『医制百年史 記述編』前掲、三九三頁〜三九四頁。
- (30) 昭和二十三年七月法律第二〇一号「医師法」・同年同月法律第二〇二号「歯科医師法」『官報』号外・昭和二十三年七月三〇日、一頁〜二頁・二頁〜四頁。
- (31) 昭和二十三年七月法律第二〇一号「医師法」『官報』号外・昭和二十三年七月三〇日、一頁〜二頁、昭和二十三年一〇月政令第三二六号「医療法の特例等に関する政令」『官報』号外・昭和二十三年一〇月二七日、一頁〜二頁、昭和二十三年七月法律第二〇五号「医療法」『官報』号外・昭和二十三年七月三〇日、七頁〜一頁、及び昭和二十三年一〇月政令第三二五号「医師法の施行期日」号外・昭和二十三年一〇月二六日、一頁。
- (32) 厚生省五十年史編集委員会編『厚生省五十年史』資料篇、財団法人厚生問題研究会、一九八八年、七七八頁〜七八一頁。
- (33) 「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件ヲ定ム」『公文類聚』第七〇編・昭和二十二年・第七七六卷、国立公文書館所蔵。
- (34) 昭和二十一年一月勅令第四二二号「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件」『官報』第五七〇九号・昭和二十一年一月二六日、一五七頁。
- (35) 昭和二十二年八月勅令第四〇九号「昭和二十一年勅令第四二二号朝鮮総督又は台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けたる者についての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正する勅令」『官報』第五八九〇号・昭和二十二年八月三一日、二一九頁、昭和二十二年一月勅令第一九号「昭和二十二年勅令第四二二号朝鮮総督又は台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けた者に付ての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正する勅令」『官報』第六〇〇五号・昭和二十二年一月二二日、九七頁、及び昭和二十三年七月政令第一七四号「昭和二十一年勅令第四十二号の一部を改正する政令」『官報』第六四五三号・昭和二十三年七月二〇日、一一二頁〜一一三頁。
- (36) 昭和二十三年一〇月政令第三二六号「医療法の特例等に関する政令」『官報』号外・昭和二十三年一〇月二七日、一頁〜二頁、昭和二十三年七月法律第二〇五号「医療法」『官報』号外・昭和二十三年七月三〇日、七頁〜一頁、及び昭和二十三年一〇月政令第三二五号「医師法の施行期日」号外・昭和二十三年一〇月二六日、一頁。

- (37) 昭和二十一年一月勅令第四二二号「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件」『官報』第五七〇九号・昭和二十一年一月二六日、一五七頁。
- (38) 大正五年九月勅令第二二五号「医師試験委員官制」・同年同月勅令第二二六号「歯科試験委員官制」『官報』第一二四四号・大正五年九月二二日、四三三頁・四三三頁〜四三四頁。
- (39) 昭和二十一年八月勅令第四〇九号「昭和二十一年勅令第四二二号朝鮮総督又は台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けたる者についての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正する勅令」『官報』第五八九〇号・昭和二十一年八月三十一日、二一九頁。
- (40) 昭和二十一年一月勅令第一九号「昭和二十一年勅令第四二二号朝鮮総督又は台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けた者に付ての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正する勅令」『官報』第六〇〇五号・昭和二十一年一月二二日、九七頁。
- (41) 「昭和二十一年勅令第四十二号朝鮮総督又は、台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けた者に付ての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正する」『公文類聚』第七一編・昭和二十一年・第四四卷、国立公文書館所蔵。
- (42) 昭和二十三年七月政令第一七四号「昭和二十一年勅令第四十二号の一部を改正する政令」『官報』第六四五三号・昭和二十三年七月二〇日、一一三頁〜一一三頁。
- (43) 「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ノ一部ヲ改正スル政令」『公文類聚』第七三編・昭和二十三年・第五三卷、国立公文書館所蔵。
- (44) 「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件ヲ定ム」『公文類聚』第七〇編・昭和二十一年・第七六卷、国立公文書館所蔵。
- (45) 例えば、勅令第四二二号の勅令案及び改正勅令案に係る閣議議文の欄外には本件の「関係主任官」として久下勝次の名前の記載がある（朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタル者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ニ関スル件ヲ定ム」『公文類聚』第七〇編・昭和二十一年・第七六卷、国立公文書館所蔵、「昭和二十一年勅令第四十二号朝鮮総督又は台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けた者についての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正

- する」『公文類聚』第七〇編・昭和二年・第七六卷、国立公文書館所蔵、「昭和二十一年勅令第四十二号朝鮮総督又は、台湾総督の医師免許又は歯科医師免許を受けた者に付いての国民医療法施行令の特例に関する件の一部を改正する」『公文類聚』第七一編・昭和二年・第四四卷、国立公文書館所蔵。
- (46) 『第十回国会衆議院厚生委員会議録』第三五号・昭和二年六月二日、三頁、四頁。
- (47) 『第一回国会参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会會議録』第九号・昭和二年一〇月一四日、一頁。
- (48) 同上、三頁。
- (49) 『第一回国会衆議院厚生委員会會議録』第三七号・昭和二年二月五日、三三三頁。
- (50) 『第一回国会参議院在外同胞引揚問題に関する特別委員会會議録』第一三三号・昭和二年一月一五日、六頁。
- (51) 『第二回国会参議院會議録』第三九号・昭和二年五月二日、四二〇頁。
- (52) 『第二回国会衆議院厚生委員会會議録』第三号・昭和二年五月二六日、一頁。
- (53) 『第六回国会参議院厚生委員会會議録』第四号・昭和二年一月一六日、五頁。
- (54) 「朝鮮総督又八台湾総督ノ医師免許又八歯科医師免許ヲ受ケタ者ニ付テノ国民医療法施行令ノ特例ノ一部ヲ改正スル政令」『公文類聚』第七三編・昭和三年・第五三卷、国立公文書館所蔵。
- (55) 『第六回国会参議院會議録』第二五号附録(その九)・昭和二年二月四日、二七三頁。
- (56) 『第六回国会参議院厚生委員会會議録』第九号・昭和二年二月二日、一頁。
- (57) 『第六回国会衆議院厚生委員会會議録』第一一号・昭和二年二月一日、一頁。
- (58) 『第六回国会参議院厚生委員会會議録』第九号・昭和二年二月二日、一頁。
- (59) 『第八回国会参議院厚生委員会會議録』第八号・昭和二年七月三〇日、三頁。
- (60) 『第八回国会参議院厚生委員会會議録』第九号・昭和二年七月三十一日、一頁。
- (61) 『第八回国会衆議院厚生委員会會議録』第七号・昭和二年七月二十九日、一七頁。
- (62) 『第十回国会参議院厚生委員会會議録』第三八号・明治二六年六月二日、一頁。
- (63) 『第十回国会衆議院厚生委員会會議録』第三五号・昭和二六年六月二日、一頁。

- (64) 『第一回国会衆議院厚生委員会議録』第三七号・昭和二年二月五日、三一〇頁。
- (65) 『第八回国会衆議院厚生委員会議録』第七号・昭和五年七月二十九日、一五頁。
- (66) 『第八回国会衆議院厚生委員会議録』第九号・昭和五年七月三十一日、二頁。
- (67) 『第十回国会衆議院厚生委員会議録』第三五号・昭和二年六月二日、二頁。
- (68) 同上。
- (69) 『第十回国会衆議院厚生委員会議録』第三八号・昭和二年六月二日、一頁～二頁。
- (70) C・F・サムス著／竹前栄治編訳『GHQサムス准將の改革 戦後日本の医療福祉政策の原点』桐書房、二〇〇七年、一九九頁。
- (71) 『第十三回国会衆議院厚生委員会議録』第三六号・昭和二年六月二日、一〇頁。
- (72) 『占領下のサムスおよび医療福祉関連年表(一九四一～一九五二)』(C・F・サムス著／竹前栄治編訳『GHQサムス准將の改革 戦後日本の医療福祉政策の原点』前掲)、九頁～一〇頁。
- (73) 『第二十二回国会衆議院社会労働委員会議録』第二六号・昭和三年七月一日、六頁。
- (74) 『第二十五回国会衆議院社会労働委員会議録』第八号・昭和三年一月三〇日、二頁。
- (75) 『第十六回国会衆議院厚生委員会議録』第一七号・昭和二年七月一〇日、一頁。
- (76) 『第三十三回国会衆議院社会労働委員会議録』第二二号・昭和四年二月一〇日、六頁。
- (77) 『第三十九回国会衆議院社会労働委員会議録』第一一号・昭和六年一〇月二五日、三頁。
- (78) 同上。
- (79) 同上。
- (80) 同上、三頁～四頁。
- (81) 『第三十三回国会衆議院社会労働委員会議録』第一一号・昭和四年二月一六日、二頁～三頁。
- (82) 『第三十三回国会衆議院社会労働委員会議録』第二二号・昭和四年二月一〇日、六頁。
- (83) 『厚生省五十年史編集委員会編』『厚生省五十年史』資料篇、前掲、七七八頁～七八一頁。